

徳島県公共施設等総合管理計画

～進化する！既存ストック有効活用型「長寿命化戦略」～



既存ストック有効活用で整備した徳島県運転免許センター(松茂町)

平成27年3月
(令和5年3月 改訂)
徳 島 県

目 次

I	はじめに	1
II	施設類型	2
III	公共施設等の現況及び将来見通し		
	(1) 公共施設等の現況	4
	①公共建築物類型群（ハコモノ）		
	②土木等施設類型群（インフラ）		
	(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	8
	①総論		
	②年代別人口と指數		
	③計画の策定に当たり留意すべき点		
	(3) 維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み	9
	①公共施設等全体の経費見込み		
	②公共建築物類型群（ハコモノ）試算		
	③土木等施設類型群（インフラ）試算		
IV	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針		
	(1) 計画期間・目標設定	11
	①計画期間		
	②目標設定		
	(2) 全庁的な情報管理・共有対策	15
	①情報管理に関する全庁的な取組み体制の構築		
	②情報一元化・共有対策		
	(3) 「現状や課題に関する基本認識」及び「施設のあり方見直し方針」	16
	①現状や課題に対する基本認識		
	②全庁的な「抜本的見直し方針」		
	③当面の主な「既存ストック有効活用」予定事業		
	④各部局の「見直し方針」及び「主な取組み」		
	(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
	①点検・診断等の実施方針		
	②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）		
	③安全確保の実施方針		
	④耐震化及び国土強靭化の実施方針		
	⑤長寿命化の実施方針		
	⑥統合や廃止の推進方針		
	⑦県民との情報共有の実施方針		
	⑧PPP／PFI活用の実施方針		
	⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針		
	⑩市町村に対する支援		
	⑪国や市町村と連携した地域の公有財産の最適利用		
	(5) フォローアップの実施方針	28
	(6) SDGsとの関係	28
	(7) 推進スケジュール	29
V	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針		
	(1) 公共建築物類型群（ハコモノ）	30
	(2) 土木等施設類型群（インフラ）	36
VI	徳島発の政策提言～新しい日本のモデルを徳島から～	54

I はじめに

(課題認識)

日本全体において、高度成長期に集中的に整備された公共施設等の「老朽化」が一段と進行するとともに、「人口減少」や「財政構造改革」への対応が急務となっている状況のもと、「公共施設等の長寿命化対策」は、国・地方を通じての「重要かつ喫緊の課題」となっており、その「処方箋」を作成するに当たっては、単に修繕や改修などによって「機能維持」を図るだけではなく、いかに県民の新たなニーズに応える「付加価値」を高めることができるかを、強く求めていくことが重要となっている。

(既存ストック有効活用先進県)

このため、本県では、「新築や改築」といった「従来手法」にとらわれない、「既存ストックの有効活用」という「新次元の概念」を全国に先駆けて打ち出し、

- ・発達障がい者を総合的に支援する「ハナミズキプロジェクト」や
「新運転免許センター」などの「既存施設の思い切った用途転換」
 - ・徳島県青少年センターや県営住宅へのPFI導入をはじめとする
「民間資金やノウハウの積極的活用」
 - ・県立学校における「耐震補強とリニューアルの同時施行」をはじめとする
「多面的かつ効果的な施設整備」
 - ・「対症療法型」から「予防保全型」へといち早く方向転換した
「橋梁」をはじめとする「各種インフラ長寿命化計画」の策定
- など、「創意工夫を凝らした長寿命化への実践」を積み重ねてきたところである。

(総合管理計画の位置づけ)

こうした状況のもと、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）で示した、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

この「基本計画」の中で、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することが期待されているところであり、「徳島県公共施設等総合管理計画」は、これに該当するものとして位置づけられる。

(計画策定を先導)

総務省からは、全ての地方公共団体に対して、「平成28年度までの計画策定」が求められているが、数多くの老朽施設を抱える「県内市町村」の「策定を先導」するためにも、本県としては、「平成26年度中に計画策定」し、速やかに計画を実行することとしたところである。

(本県ならではの基本方針)

また、「既存ストック有効活用先進県」としての実践をより一層進化させるため、「県計画の策定」に当たっては、全般的な「公共施設等のあり方の抜本的見直し方針」を盛り込むとともに、「5つの新たな数値目標」を掲げるなど、長く、賢く使う「本県ならではの基本方針」を打ち出し、明記したところである。

(計画を強力に推進)

今後とも、「新しい日本のモデルを徳島から」の気概を強く持ち、「既存ストックの積極的な有効活用」を軸に据えた「公共施設等の戦略的な長寿命化・最適化」を実行することを通じて「地方創生」や「国土強靭化」に資するとともに、「県民の安全・安心」をしっかりと確保していくため、県を挙げて、この「徳島県公共施設等総合管理計画」を強力に推進する。

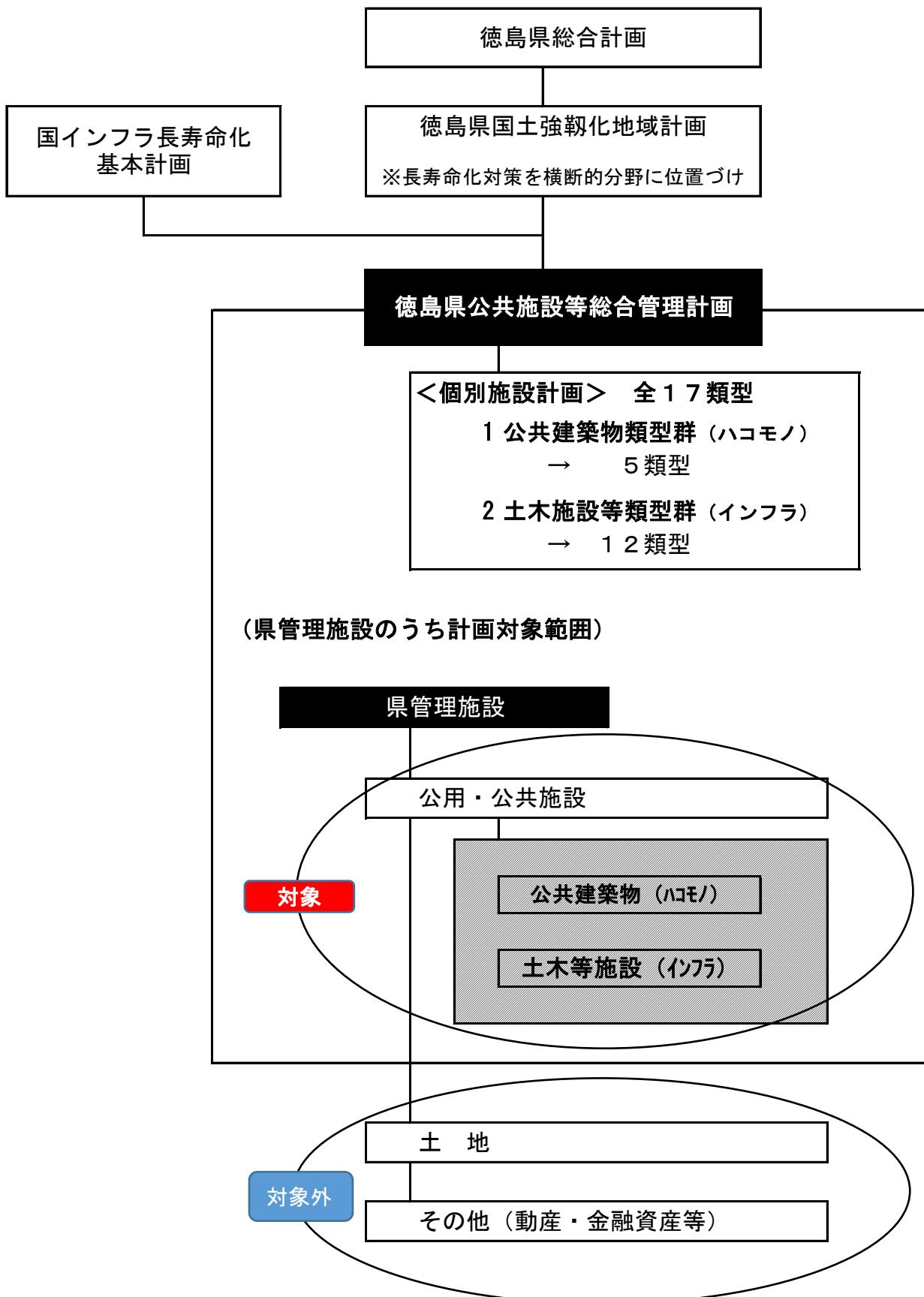
II 施設類型

この総合管理計画は、徳島県が管理する「全ての公共施設等（ハコモノ、インフラ）」を対象とし、その施設類型は次のとおりとする。

大類型	類型	種別（対象施設）	主な根拠法令	主な担当部局
総合管理計画				管財課
1 公共建築物類型群 ※通称：ハコモノ類型群				
	① 庁舎等公用・公共施設	各設置管理条例 府舎、職員住宅、公の施設等		管財課（営繕課）
	② 教育施設	県立学校、その他教育施設	学校教育法	教育委員会
	③ 警察施設	警察本部・警察署、交番・駐在所、宿舎	警察法	警察本部
	④ 住宅施設	県営住宅	公営住宅法	県土整備部
	⑤ 病院施設	県立病院施設	徳島県病院事業の設置等に関する条例	病院局
小計	5 類型			
2 土木等施設類型群 ※通称：インフラ類型群				
	① 道路	橋梁、トンネル、交通安全施設等	道路法、 道路交通法	県土整備部、 警察本部
	② 河川・ダム	排水機場、揚水機場、水門、堰、ダム等	河川法	県土整備部
	③ 砂防	砂防堰堤・床固工、流路・護岸工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県土整備部
	④ 海岸（県土）	海岸保全施設（堤防、護岸等）	海岸法	県土整備部
	⑤ 下水道	管路施設、処理施設	下水道法	県土整備部
	⑥ 港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設（橋梁）	港湾法	県土整備部
	⑦ 公園	都市公園	都市公園法	県土整備部
	⑧ 土地改良	ダム、ため池、頭首工、水路、樋門、用排水機場	土地改良法	農林水産部
	⑨ 漁港	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（橋、トンネル）	漁港漁場整備法	農林水産部
	⑩ 海岸（農林）	海岸保全施設（堤防、護岸等）	海岸法、森林法	農林水産部
	⑪ 治山・地すべり防止	治山施設、地すべり防止施設	森林法、地すべり等防止法	農林水産部
	⑫ 企業局施設	発電施設、工業用水道施設、駐車場施設	徳島県公営企業の設置等に関する条例	企業局
小計	12 類型			
合計	17 類型			

(参考)

計画体系図（イメージ）



III 公共施設等の現況及び将来見通し

(1) 公共施設等の現況

① 公共建築物類型群（ハコモノ）

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合 (棟数ペース)			施設数	
		R3年3月現在	10年後	20年後	H26年4月	R3年4月
府 公 共 施 設 等 公 用	庁舎	18%	34%	54%	106	103
	職員住宅	6%	50%	62%	27	22
	公の施設等	9%	22%	50%	45	46
	小計	15%	31%	54%	178	171
教育 施 設	県立学校	15%	49%	70%	66	66
	その他教育施設	19%	26%	48%	34	20
	小計	16%	46%	67%	100	86
警察 施 設	警察本部・警察署	16%	27%	51%	44	39
	交番・駐在所	4%	20%	36%	143	139
	宿舎	17%	50%	65%	68	54
	小計	9%	28%	45%	255	232
住宅	県営住宅	8%	33%	68%	46	38
病院	県立病院施設	0%	5%	26%	7	7
計					586	534

※施設数 H26年4月時点では教育施設のその他教育施設であった3施設を、組織機構改革に伴い知事部局に移管したため、R3年4月時点では庁舎等公用・公共施設の公の施設等に含まれる。

② 土木等施設類型群（インフラ）

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合			施設数	
		R3年3月現在	10年後	20年後	H26年4月	R3年4月
道路	橋梁	60%	74%	84%	2,238	2,719
	トンネル	36%	52%	64%	99	97
	シェッド	0%	0%	24%	26	25
	大型カルバート	0%	0%	0%	14	17
	門型標識	0%	0%	8%	40	38
	横断歩道橋	46%	71%	80%	42	44
	信号柱	1%	16%	35%	5,064	4,992

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合			施設数	
		R3年3月現在	10年後	20年後	H26年4月	R3年4月
河川・ダム	堤防・河道	9%	18%	20%	497	497
	排水機場	5%	43%	76%	21	21
	揚水機場	0%	100%	100%	1	1
	浄化施設	0%	0%	0%	1	1
	水門	0%	28%	38%	46	47
	樋門	3%	10%	16%	545	547
	陸閘	3%	3%	3%	30	35
	堰	0%	0%	50%	4	4
	電気通信施設	0%	0%	0%	108	183
	ダム	33%	67%	67%	3	3
砂防	砂防堰堤及び床固工	25%	43%	76%	1,644	1,644
	渓流保全工	25%	45%	60%	185（渓流）	185（渓流）
	地すべり防止施設	42%	54%	68%	225（区域）	225（区域）
	急傾斜地崩壊防止施設	0%	1%	45%	401（区域）	401（区域）
	電気通信施設	0%	1%	1%	108	165
海岸	海岸保全施設 (堤防・護岸等)	84%	91%	97%	76（海岸）	76（海岸）
下水道	管路施設	0%	0%	0%	24.3 (km)	24.7 (km)
	処理施設	0%	0%	0%	1	1
港湾	水域施設	67%	78%	87%	102	102
	外郭施設	76%	88%	93%	401	401
	係留施設	45%	66%	86%	211	211
	臨港交通施設（橋梁）	56%	67%	72%	180	180
公園	都市公園	38%	38%	63%	8	8

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合			施設数	
		R3年3月現在	10年後	20年後	H26年4月	R3年4月
土地改良	ダム	0%	0%	0%	1	1
	ため池	0%	17%	34%	26	29
	頭首工	100%	100%	100%	4	4
	水路	27%	38%	72%	61	60
	樋門	50%	50%	67%	7	6
	用排水機場	29%	57%	57%	7	7
漁港	外郭施設	41%	66%	84%	502	506
	係留施設	21%	51%	81%	254	247
	水域施設	100%	100%	100%	13	13
	輸送施設（橋）	14%	71%	71%	7	7
	輸送施設（トンネル）	0%	0%	0%	1	1
（農海林岸）	海岸保全施設（堤防・護岸等）	66%	84%	93%	39（海岸）	39（海岸）
地すべり治山・防止	治山施設	8%	32%	56%	1,422	1,473
	地すべり防止施設	19%	39%	60%	219（区域）	219（区域）
企業局施設	発電施設	33%	50%	50%	6	6
	工業用水道施設	100%	100%	100%	2	2
	駐車場施設	0%	50%	50%	2	2

（施設の現況について）

徳島県管理の公共施設等は、公共建築物類型群（ハコモノ）及び土木等施設類型群（インフラ）とともに、今後、老朽化が加速的に進行していく。

例えば、公共建築物類型群（ハコモノ）のうち、「庁舎等公用・公共施設類型群」における建設後50年以上を経過する施設の割合（棟数ベース）が10年後には31%，20年後には54%に達する見込みである。

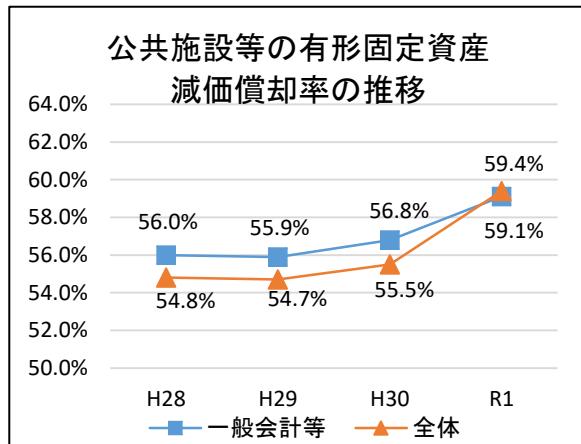
また、土木等施設類型群（インフラ）においても、橋梁をはじめ、高度成長期に建設した施設の老朽化が既に顕在化しており、今後もその傾向は加速化していくことが見込まれる。

なお、施設数については、公共建築物類型群（ハコモノ）においては、施設のあり方の見直しにより、再編統合や廃止が進み、全体数は減少している。

一方、土木等施設類型群（インフラ）においては、ライフラインの整備や防災・減災対策等により施設数が増加しているものがある。

※その他、国・市町村との管理移管や国の指針に基づき施設数の計上方法を一部見直したことにより増減がある。

(参考：有形固定資産減価償却率の推移について)



国の示す統一的な基準「地方公会計制度」を導入した平成28年度決算以降の「徳島県の財務書類」によると、有形固定資産減価償却率については、左図のとおり微増傾向となっており、老朽化の進行率は低いものの、今後さらに老朽化が加速していくことが予想される。

一般会計等：一般会計及び特別会計（18特別会計）の合計

全体：一般会計等と公営事業会計（11会計）の合計

※有形固定資産減価償却率とは

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標

算定式

$$\text{減価償却率} = \frac{\text{減価償却率累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

① 総論

- 平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来人口推計」によると、今後本県の人口は減少する見通しであり、平成22(2010)年国勢調査による785千人から、令和12(2030)年に651千人となり、令和22(2040)年には600千人を割って574千人となるものと推計されている。
- 同推計期間に、年少人口(0-14歳人口)は当初の97千人から56千人へと当初人口の42.3%の減少、生産年齢人口(15-64歳人口)は476千人から288千人へと39.5%の減少が見込まれる。これに対し老人人口(65歳以上人口)は212千人から230千人へと8.5%増加すると推計されている。
- なお、徳島県においては、令和2年3月に策定した「とくしま人口ビジョン」において、本県の総人口を『2060年に、「55万人～60万人超」の人口水準を確保』を目標とし、人口減少の克服と持続可能な地域づくりに向けた「地方創生」の取組みを推進しており、上記人口推計はあくまでも参考値であることに留意する必要がある。

② 年代別人口推計と指数

(1) 徳島県総人口

	H22	R2	R12	R22
人口(千人)	785	723	651	574
指数(H22=100)	100.0	92.1	82.9	73.1

(2) 年少(0-14歳)人口

	H22	R2	R12	R22
人口(千人)	97	80	67	56
指数(H22=100)	100.0	82.5	69.1	57.7

(3) 生産年齢(15-64歳)人口

	H22	R2	R12	R22
人口(千人)	476	398	346	288
指数(H22=100)	100.0	83.6	72.7	60.5

(4) 老年(65歳以上)人口

	H22	R2	R12	R22
人口(千人)	212	245	239	230
指数(H22=100)	100.0	115.6	112.7	108.5

※参考 75歳以上人口の推計

	H22	R2	R12	R22
人口(千人)	115	126	150	140
指数(H22=100)	100.0	109.6	130.4	121.7

③ 計画の策定に当たり留意すべき点

- 長期的視点に立つと、本県総人口は減少傾向にあり、また、年少人口や生産年齢人口も減少傾向にあるが、一方で、老人人口は大幅に増加していく傾向にある。
- 「公共施設等の将来のあり方」を検討するに当たっては、このような傾向と今後講ぜられる「人口減少対策」をしっかりと念頭に置き、将来を見据えつつ、各施設の必要性を十分に精査するとともに、各施設の「配置」、「規模」、「機能」の最適化を総合的かつ計画的に図る必要がある。

(3) 維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

令和4年度から令和13年度までの今後10年間の公共施設等の維持管理・修繕・更新等に必要な経費について、個別施設計画に基づく予防保全型の維持管理・修繕、改修、更新等の長寿命化対策を行った場合と、対症療法型の維持管理により耐用年数経過時に単純更新した場合とを、それぞれ試算し、長寿命化対策等の効果額を算出する。

なお、試算に当たっては、今後の新たな県民ニーズや施設整備基準の変更などの社会的要請への対応、物価変動など不確定要因により数値の増減が想定され、実際の経費とは異なる可能性がある。

①公共施設等全体の経費見込み

長寿命化対策を行った場合の総額は約2,659億円、年平均約266億円となり、過去5年間の平均経費約275億円とほぼ同程度である。

一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合（耐用年数を既に経過している施設については早期に更新を行うよう試算）の総額は約5,959億円、年平均約596億円となり、過去5年間の平均経費約275億円の約2倍程度が必要になる。

また、長寿命化対策を行った場合の効果額は、総額で約3,300億円、年間約330億円の縮減が見込まれる。

【令和4年度から10年間】

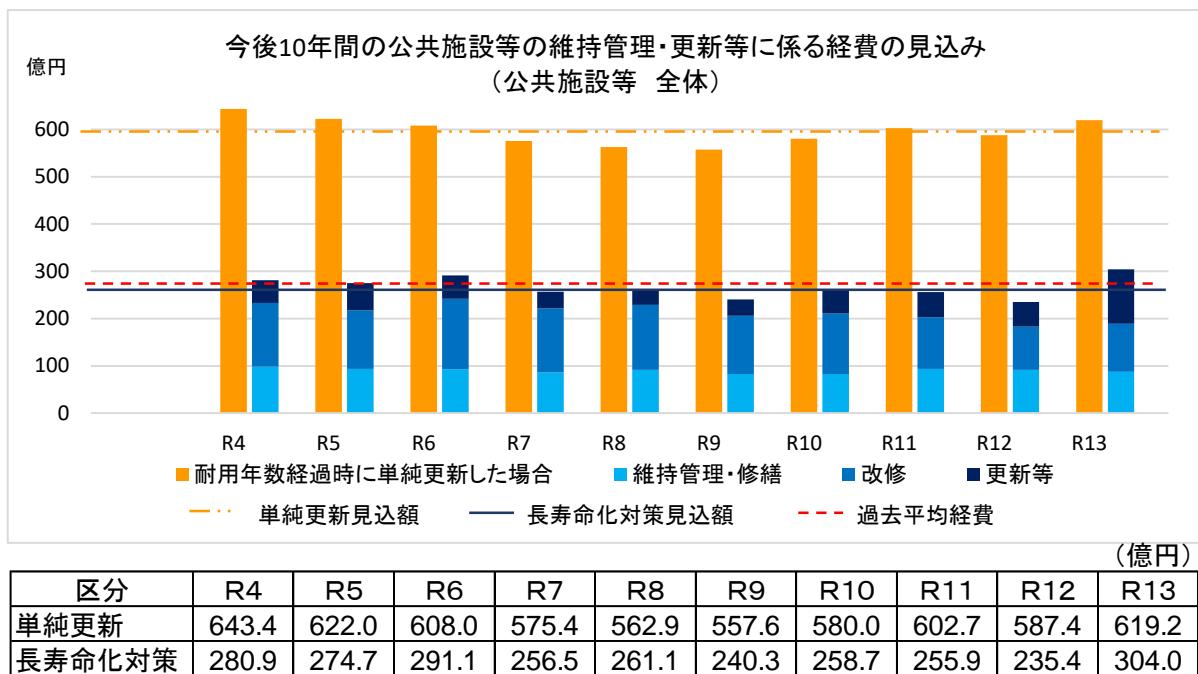
今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	長寿命化 対策等の 合計(④) (①+②+③)	財源 見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	242.5	560.8	197.8	1,001.1	※欄外記載	2,396.3	-1,395.2	51.6
	インフラ施設(b)	594.1	546.8	326.6	1,467.4		2,976.4	-1,509.0	188.2
	計(a+b)	836.5	1,107.5	524.4	2,468.5		5,372.7	-2,904.2	239.8
公営事業 会計	建築物(c)	18.5	5.8	0.0	24.3		71.7	-47.4	17.4
	インフラ施設(d)	44.9	120.9	0.1	165.8		514.3	-348.4	17.4
	計(c+d)	63.3	126.7	0.1	190.1		586.0	-395.8	34.8
建築物計(a+c)		261.0	566.6	197.8	1,025.3		2,468.0	-1,442.6	69.0
インフラ施設計(b+d)		638.9	667.6	326.7	1,633.3		3,490.7	-1,857.5	205.6
合計(a+b+c+d)		899.9	1,234.2	524.5	2,658.6		5,958.7	-3,300.1	274.6

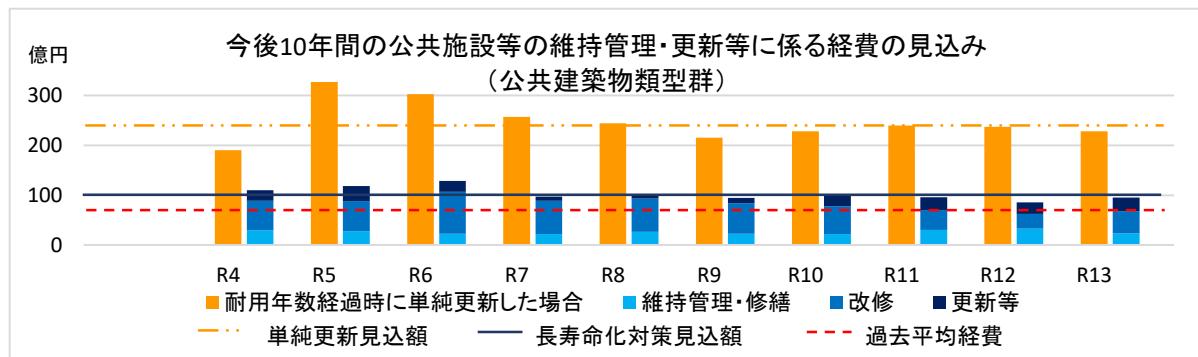
※ 財源については、国の補助事業や交付税措置のある地方債を積極的に活用するとともに、必要に応じて基金などの活用を検討するほか、改修・更新等を行う場合は施設の付加価値を高めるなど、県民ニーズに応えることにより使用料収入の確保を図る。

また、対象期間の各年度ごとの経費の見込みは、次図のとおり。

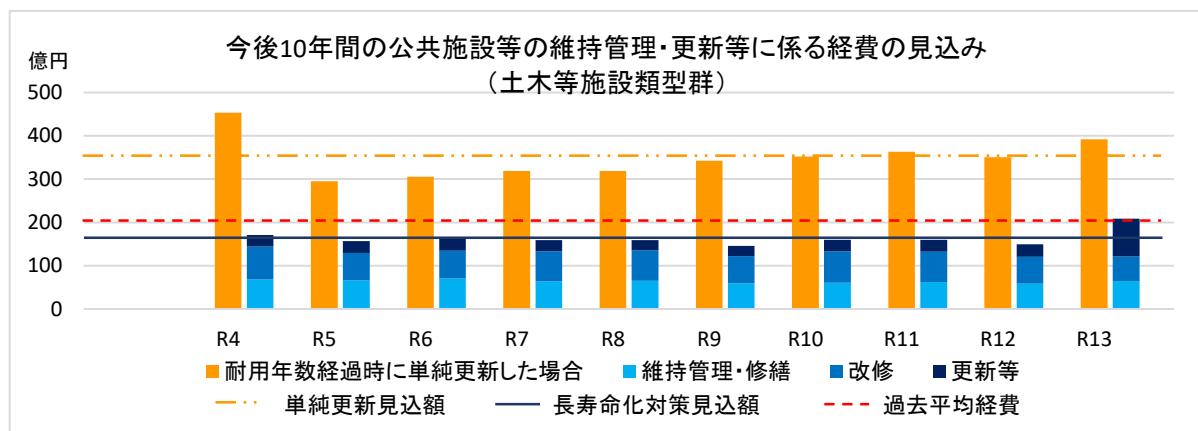
長寿命化対策等の見込額は、過去5年間の平均経費約275億円に対して、約11%増から14%減となる年度があるものの、おおむね平準化されている。一方、単純更新の場合は、過去5年間の平均経費の約2.0倍から2.3倍程度が必要となる。



②公共建築物類型群（ハコモノ）の経費見込み



③土木等施設類型群（インフラ）の経費見込み



IV 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

「公共施設等の現況及び将来見通し」を踏まえ、本県における「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を次のとおり定める。

(1) 計画期間・目標設定

①計画期間

平成27年度を初年度とし、令和6年度までの10年間を計画期間とする。

なお、計画期間内にあっても必要に応じて適宜見直しを図り、計画を充実・深化させていく。

②目標設定

『5つの目標～進化する！既存ストック有効活用型「長寿命化戦略」～』

県を挙げて施設の長寿命化や行政コストの縮減などを図りながら、県民の安全安心を確保するため、総合管理計画の推進に当たり、次の「5つの目標」を設定する。なお、この目標は、計画の進捗にあわせて適宜見直しを図る。

＜目標1＞「施設の長寿命化を『プラス一世代以上に！』」

「適切な点検・診断」、「新たなメンテナンス技術を駆使した予防保全」などにより、公共建築物（ハコモノ施設）、土木等施設（インフラ施設）とともに、一世代相当期間以上の長寿命化（プラス約25～約40年以上）を推進する。

※日本建築学会「建築工事標準仕様書(鉄筋コンクリート工事)」構造体の総合的耐久性 65年

※徳島県ハコモノ施設建替実績 H23までの15年間 平均39.1年 ≈ 40年

※本県橋梁（長さ15m以上鋼橋） 平均60年 → 100年以上へ

＜目標2＞「既存ストック有効活用を『2倍以上に！』」【達成】

時代の潮流を読み、新たな県民ニーズに的確に対応するため、既存ストック有効活用先進県としての強みを活かし、「既存施設の他用途への転換」をはじめとする「主な既存ストックの有効活用の件数」を令和6年度までに「平成27年3月時点の2倍以上に」を目標としており、引き続き取組みを推進する。

※参考 平成16年度から平成26年度までの主な既存ストック有効活用例

累計約20件 → 令和3年3月時点の累計45件

＜目標3＞「PPP/PFI・コンセッション等の『導入件数を3倍以上に！』」

民間の資金やノウハウを積極的に活用し、「県民サービスの充実」や「行政コストの削減」を図るとともに、「県有財産を活かした新たな歳入の確保」を実現するため、「PPP/PFI・コンセッション等の新たな行政手法」の導入累件数を「平成27年3月時点の3倍以上に」を目標にして拡大する。

※PPP（公民連携事業：Public-Private Partnership）

※PFI（民間資金等活用事業：Private Finance Initiative）

※コンセッション（公共施設等運営権方式）

※平成27年3月時点の累計3件 PFI手法3件（青少年センター、農林水産センター、県営住宅）

令和3年3月現在の累計6件 → 令和6年度までに累計9件以上に

＜目標4＞「長寿命化により行政コストの縮減を『2割以上に！』」

「創意工夫を凝らした長寿命化」を基軸とする総合管理計画の推進により、この計画策定が無かった場合に想定される「維持管理・修繕・更新コスト」に対して、公共建築物類型（ハコモノ類型）の各施設をはじめ、原則「2割以上」のライフサイクルコスト圧縮を図り、「可能な限り少ない行政コストで効果的な長寿命化」の実現を目指す。

※これまでの改築サイクルが平均約40年のため、今後40年について、

「従来管理(40年)」と「長寿命化管理(65年)」比較すると、約△2割の試算

※インフラの「橋梁長寿命化計画」では、今後50年間で、約△4割の試算

＜目標5＞「長寿命化の推進体制の確立を『計画前半期中に！』」【達成】

①「個別施設計画を5年内に100%策定」

国のインフラ長寿命化基本計画のロードマップや、各省庁から示される指針を踏まえつつ、公共建築物類型、土木等施設類型とともに、「全ての類型に係る個別施設計画」について、令和元年度までに策定しており、今後は計画の見直し充実を進める。

②「公共建築物類型」施設の詳細調査等を「5年内に100%完了」

「徳島県公共建築物長寿命化モデル調査事業」で得られた知見を活用し、戦略的な長寿命化を推進するため、主な公共建築物の「詳細現況調査」及び「保全台帳の整備」について、令和元年度までに完了しており、今後は適宜保全情報の充実に努める。

※BIMMS（保全マネジメントシステム）活用による情報整理

③「全庁的な公共施設等データベースを3年内に構築」

公会計制度の導入にあわせて、「固定資産台帳」と連携した、全庁的な公共施設等のデータベース「公有財産等管理システム」を開発し、平成29年度から運用している。

(参考)

徳島県における主な既存ストック有効活用事例（令和3年4月現在）

番号	施設名	部局名	既存ストック有効活用の内容	備考
	(県関係の機関・公共施設)			
1	防災人材育成センター	危機管理環境部	県防災センター内に設置	
2	消費者情報センター	危機管理環境部	県青少年センターへ移転	
3	県立総合大学校本部	政策創造部	県自治研修センター、県総合教育センター内に設置	
4	青少年センター（とくぎんトモニ°ラサ）	未来創生文化部	PFI事業活用による大規模耐震改修・機能付加	
5	中央こども女性相談センター	未来創生文化部	県児童相談所内に移転	
6	保健製薬環境センター	危機管理環境部	徳島保健所内に移転	
7	環境首都とくしま創造センター	危機管理環境部	マリンピア沖洲の環境整備公社内に設置	
30	環境首都とくしま創造センター	危機管理環境部	旧交通機動隊庁舎に移転	H 2 9
8	総合看護学校	保健福祉部	看護学院内に移転	
9	男女共同参画総合支援センター	未来創生文化部	アスティとくしま内に設置	
10	人権教育啓発推進センター	未来創生文化部	沖洲マリンターミナルビル内に設置	
11	発達障がい者総合支援センター	保健福祉部	徳島赤十字 旧5号棟 3階に移転	
12	計量検定所(現 計量・計測担当)	商工労働観光部	工業技術センターへ移転	
13	鳥居龍蔵記念博物館	未来創生文化部	文化の森に移転	
14	県立学校大規模耐震改修	教育委員会	耐震補強と施設のリニューアルを同時に実施	
15	県運転免許センター	警察本部	旧空港ビルに移転	
21	発達障がい者総合支援センター	保健福祉部	旧美馬商業高校研修会館を改修して設置	H 2 7
22	南部総合県民局産業交流部(那賀)	南部総合県民局	那賀林務庁舎を南部総合県民局那賀庁舎内に移転	H 2 7
27	川口ダム管理所	企業局	一部を改修し、川口ダム自然エネルギーミュージアムとして活用	H 2 8
28	環境首都課分庁舎	危機管理環境部	旧交通機動隊庁舎に移転	H 2 9
35	出合橋（一般国道195号）	県土整備部	役目を終えた出合橋を実験施設等として活用	H 3 0
37	県管理道路の旧道敷	県土整備部	旧道路敷をサイクルオアシス等として利活用	R 1
40	徳島木のおもちゃ美術館	農林水産部	あすたむらんど徳島・四季彩館を改修して設置	R 2
41	旧徳島県立海部病院	病院局	一部を改修し、新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養施設として活用	R 2

番号	施設名	部局名	既存ストック有効活用の内容	備考
	(庁舎空きスペース貸付)			
16	東部県税局吉野川庁舎	経営戦略部	吉野川市社会福祉協議会への長期貸付	
17	南部総合県民局阿南庁舎	南部総合県民局	阿南青年会議所への長期貸付	H 2 8
18	南部総合県民局美波庁舎	南部総合県民局	(株)テレコメディアへの長期貸付	H 2 6
23	旧農業大学校	農林水産部	徳島大学、Tファームいしい(株)及びタキイ種苗(株)へ農場として長期貸付	H 2 7
24	南部総合県民局美波庁舎	南部総合県民局	四国大学のスーパーサテライトオフィスとして1室を使用許可	H 2 6
25	旧徳島テクノスクール理美容科棟	商工労働観光部	2階部分をテレワークセンターとして委託先であるN P O法人に貸付	H 2 7
26	旧鳴門テクノスクール実習場	商工労働観光部	ナノミストテクノロジーズ(株)に貸付	H 2 8
31	万代庁舎	経営戦略部	10階の空きスペースを消費者庁・国民生活センターに貸付	H 2 9
32	水産研究課美波庁舎	農林水産部	本館3階の空きスペースを美波町に貸付	H 2 9
33	南部総合県民局美波庁舎	南部総合県民局	(一社)四国の右下観光局へ貸付	H 2 9
34	環境首都課分庁舎	危機管理環境部	徳島県森林組合連合会に貸付	H 2 9
38	県有種苗生産施設	農林水産部	県有種苗生産施設有効活用実践事業の選定業者である(有)谷岡商店へ長期貸付	R 1
42	県有種苗生産施設	農林水産部	県有種苗生産施設有効活用実践事業の選定業者である海藻ラボ(株)へ貸付	R 2
43	農業大学校(勝浦)	農林水産部	かんきつテラス徳島の一部をサテライトオフィス誘致等のための施設として勝浦町に貸付	R 2
44	産業観光交流センター	商工労働観光部	1階の企業誘致スペースを(株)テレコメディアに長期貸付	R 2
45	旧タクシーメーター検査場(分銅倉庫)	県土整備部	民間資本を活用し、にぎわい施設へと転換、(株)オデッセイに長期貸付	R 2
	(庁舎空きスペース活用)			
29	鳴門合同庁舎	危機管理環境部	(独)国民生活センターの誘致及び教育研修の実施	H 2 8
36	旧果樹研究所(農業大学校(勝浦))	農林水産部	「徳島かんきつアカデミー」による人材育成拠点として活用	H 3 0
39	吉野川工業用水道施設本館	企業局	旧事務室を改修し、平時の防災訓練及び研修の場、発災時の復旧活動拠点として活用	R 1
	(N P Oビレッジ)			
19	藍場町地下駐車場内会議室	企業局	N P Oビレッジ藍場町として活用	
20	旧吉野本町交番	警察本部	N P Oビレッジ吉野本町として活用	
	計 45 件			

(2) 全庁的な情報管理・共有対策

①情報管理に関する全庁的な取組み体制の構築 ～全庁的な体制整備と情報一元化～

公共施設等の情報については、これまで、道路、教育施設など施設類型ごとに各部局において管理され、必ずしもこれら情報が全庁的に共有されていなかつことに鑑み、今回の計画策定を契機として、「全庁的な情報管理・共有体制の整備」及び「経営戦略部管財課への情報一元化体制の整備」を推進する。

同時に、公共建築物類型（ハコモノ施設類型）について、管財課、営繕課、住宅課、教育委員会事務局施設整備課、警察本部拠点整備課、病院局経営改革課など、「施設整備・管理担当部門の連携強化」を図る。

②情報一元化・共有対策 ～公会計制度を見据えたデータベース構築～

県が管理する公共施設等について、全庁を挙げて「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」を図るために、「統一的な様式」を用いて「情報の一元化及び共有化」を図ることが不可欠である。

また、徳島県では、複式簿記や固定資産台帳の整備を前提とした、国の示す統一的な基準により財務書類を整備する「地方公会計制度」を平成28年度決算から導入しており、公共施設等に係る情報を「固定資産台帳に集約させていくこと」により、公共施設等の適切な維持管理や、中長期的な経費の見込みの算出などに活用できる。

このような基本認識のもと、「類型ごとの個別施設計画との整合」を図りながら、公共施設等に関する情報を全庁的に共有、総合的かつ計画的に管理していくため、平成29年度から運用している「公有財産等管理システム」を活用する。

(3) 「現状や課題に関する基本認識」及び「施設のあり方見直し方針」 ～徳島県における公共施設のあり方の抜本的な見直し方針～

①現状や課題に対する基本認識

基本認識	<p>日本全体において、高度成長期に集中的に整備された公共施設等の「老朽化」が一段と進行するとともに、「人口減少」や「財政構造改革」への対応が急務となつてゐる状況のもと、本県においても、今後、県管理の公共施設等の老朽化が加速度的に進行する。</p> <p>このような課題に的確に対応していくため、損傷が発生してから対応する「対症療法型の維持管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」への早期転換を図ることが不可欠という認識のもと、徳島ならではの「既存ストックの有効活用」を軸に据えた「総合的かつ計画的な施設管理」を推進していく必要がある。</p>
------	---

②全庁的な「抜本的見直し方針」

全庁的な見直し基本方針	<p>徳島県における公共施設は、「既存ストック有効活用先進県」として、必要な「修繕・更新等」を実施するとともに、“適切な管理のもと、世代を超えて、県民の新たなニーズに応えながら、可能な限り長く使い続ける”ことを求めていく必要がある。</p> <p>一方、施設性能が低い全ての公共施設を“建て替え”的将来シナリオに当てはめ実践していくことは、非常に困難を極めるということも念頭に置いておく必要がある。</p> <p>そこで、人口推移・構造の変化や財政負担を踏まえて将来ニーズを見通し、県民の利便性、運営及び管理効率、施設機能、施設規模や立地などの幅広い観点から、「公共施設のあり方の抜本的見直し」を推進し、「長寿命化対象施設」を厳選する。</p> <p>その上で、今後の計画的・効果的な維持管理及び施設整備によって、将来世代を含めた「県民負担の低減」や「年度間の平準化」を図るとともに、県民目線に立ち、新たな県民ニーズに的確に対応するため、統廃合や転用などによる「既存ストックの更なる有効活用」及び「必要な修繕、更新等」を通じ、公共施設等の最適化を推進する。</p> <p>その道標として、平成16年度から平成26年度までの有効活用件数をベースとし、令和6年度までの既存ストック有効活用件数を「2倍以上に」することを目標に掲げる。</p>
-------------	--

③当面の主な「既存ストック有効活用」予定事業

事業名	概要
「awa臨港プロジェクト」 徳島東部防災拠点施設等 改修事業	マリンピア沖洲「旧印刷センター」を大規模災害時は「広域物資輸送拠点」として、平常時は複合型のスポーツ・体験施設としてリバーシブルに活用できる施設に改修する。

④各部局の「見直し方針」及び「主な取組み」

部局名	危機管理環境部
基本的な方向性	いずれも県民の安全・安心に直結する拠点施設であり、機能維持が必須条件である。このため、長寿命化等、既存施設の有効活用を図っていくとともに、一部の施設については機能統合の方策も検討する。
主な施設名	検討内容
徳島県立防災センター	平成16年7月に開館。平常時には防災啓発施設として、非常時には災害対策拠点として重要な役割を担っており、存続させる必要がある。
徳島県消防学校	平成16年4月に旧消防学校から新築移転。消防組織法の規定による都道府県の必置施設であり、消防職員、消防団員の人材養成のため、県内唯一の教育訓練施設として重要な役割を担っており、存続させる必要がある。
鳴門合同庁舎	鳴門合同庁舎については、利用者の安全確保及び施設の長寿命化を図るため、劣化箇所の修繕及び劣化予防対策を進めていく。また、「独立行政法人国民生活センター」が実施する教育研修に引き続き活用していく。
食肉衛生検査所	県下5カ所のと畜場を一元的に管轄し、法令に基づき、と畜検査及びこれに付随する食肉等に残留する動物用医薬品や農薬、放射性物質検査等の有害残留物質などを検査している。 建設(平成7年)から25年が経過し、外壁の漏水など不具合が生じているが、中長期的な修繕・改築計画はなく、定期点検による劣化・老朽化の状況を把握する必要がある。 なお、将来的に食品の検査機能については、類似の機能を有する施設・機関との機能的統廃合について検討を要する。
部局名	政策創造部
基本的な方向性	所管施設は、本県にとって関西圏に向けた情報発信の拠点となっており、既存ストックの有効活用の観点から、必要とされる管理・修繕を計画的に行う。
主な施設名	検討内容
徳島ビル	建築後30年以上が経過し、一部老朽化が見られることから、計画的な修繕工事を実施するとともに、引き続き、賃貸ビルとしての安定的な管理運営を行う。
部局名	経営戦略部
基本的な方向性	県庁舎等について、施設の使用目的を勘案し、原則として存続を図る。存続の施設については、中長期的な計画に基づく長寿命化の対策を図ることとし、優先順位を付けて、小規模な修繕で対応可能なものや必要性が高いものから、順次修繕を行う。 職員住宅については、全ての住宅のあり方を白紙から見直し、新耐震基準に合致した住宅で地域のニーズの高い住宅は、適切に維持管理し、合致しない住宅は原則廃止する。うち道路事情、地域の住宅事情及び災害対応等で必要性の高い住宅は、必要な措置を講じた上で維持管理する。 未利用の施設等にあっては、有効活用のあり方を検討する。（公用・公用の活用、民間売却、賃付等）
主な施設名	検討内容
自治研修センター	県職員・市町村職員の研修や「まなびーあ徳島」本部講座の実施施設のため、今後も存続して適切な管理を行う。
県職員住宅	新耐震基準を満たさず、老朽化や通勤の広域化により入居率が極端に低い県職員住宅は、順次、廃止する。
本庁舎	県行政の中核施設という目的から、既に策定済みの中長期予防保全計画等に基づき、今後とも適正な管理を行う。
徳島合同庁舎等	各合同庁舎の本館等については、建築後およそ50年が経過しており、建築及び設備等の修繕のあり方について検討を進める。

部局名	未来創生文化部
基本的な方向性	児童・青少年対策や文化・スポーツの振興、文化財の保存・活用など、中核的な拠点となる施設については、人口減少等の環境変化があっても不可欠な施設であり、基本的には存続し、老朽化対策を行う。一方、一定の役割を終えた施設については廃止する。

主な施設名	検討内容
青少年センター	令和4年度にアミコビルへ移転するとともに、当センターを含む敷地内に「徳島文化芸術ホール（仮称）」を建設するため、現施設については除却する。 また、「徳島文化芸術ホール（仮称）」を整備するに当たっては、「県青少年センター」の機能の一部を、「旧徳島市文化センター」「徳島市中央公民館」の機能も併せて集約した「新たなホール」として整備する。
中央こども女性相談センター	平成21年度に児童相談所と女性支援センターを統合し、連携して事業を実施しており、今後も継続する。地震・津波等自然災害発生時の安全確保の観点から1階施設の上階への移転を検討する必要がある。
徳島学院	県下唯一の児童自立支援施設であり必要な施設である。耐用年数を経過、又は耐用年数が近づいている施設があり、建て替えについても検討が必要である。
郷土文化会館	平成18年・21年には耐震工事を含めた改修を実施したが、耐用年数を経過していることもあり、令和8年度に開館予定の徳島文化芸術ホール（仮称）との当面の連携を踏まえた効率的な改修が必要である。
文化の森総合公園 文化施設	令和3年度に、博物館新常設展がグランドオープンし、来館者の増加も見込まれていることから、施設の長寿命化を進め、安全性と機能性の維持向上を図る。

部局名	保健福祉部
基本的な方向性	福祉サービス、保健医療サービス等県民生活に密着したサービスを提供する拠点であり、①施設の位置づけ、②現在の利用状況、③サービスのあり方、④安全性、⑤防災機能、⑥今後のニーズの見込みの観点から総合的に検討する。なお、存続する施設についても代替機能の有無や集約化の可能性等引き続き検討する。

主な施設名	検討内容
旧徳島保健所 小松島支所	徳島保健所小松島支所廃止に伴う代替的行政サービス機能を維持するため、施設の存続が必要である。 ただし、建築後48年が経過、耐震診断も未実施であることから、行政庁舎としての永続的使用には耐震対応が必要となる。今後、将来的な機能維持のあり方について、多角的な視点から検討が必要である。
総合福祉センター	本県の福祉の拠点として、有効活用が図られており、今後も適正な管理に努める。老朽化が進んでおり、計画的な維持・補修が必要である。
精神保健福祉 センター	県における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健活動の拠点としての役割に加え、自殺対策の推進やひきこもりに特化した第一次相談窓口としての役割も担っている。 当施設は徳島保健所、保健製薬環境センターの3施設が一体となった施設であり、徳島保健所を中心に計画的修繕に努める。
発達障がい者 総合支援センター	既存施設を改修し、平成24年4月に開所。発達障がいについての相談が増加とともに、様々な支援活動を行っており、今後も機能の充実を図っていく。 また、既存施設（旧美馬商業高等学校研修会館）を改修し、西部サテライトを平成27年度に開設した。
総合看護学校	本館は、建築後24年が経過し、経年劣化した施設・設備が多数あるため、修繕計画を策定し、計画的な修繕に努める。

部局名	商工労働観光部
基本的な方向性	今後のさらなる企業誘致や観光誘客の増大、人口減少に対応する産業人材の確保等を推進するため、現在運営している施設については存続が必要である。その他、老朽化施設、また、行政目的を達成したものについては、統廃合又は廃止を行う。

主な施設名	検討内容
工業技術センター	県内唯一の工業関係の試験研究機関として工業技術の向上とその成果の普及、及び適正な計量の実施の確保に寄与しており、今後とも本県の「経済飛躍の実現」に向け存続する必要がある。
旧徳島テクノスクール	平成24年度末をもって廃止し、中央テクノスクールに統合した。今後は、部分的活用を図りながら、将来的には一般競争入札により売却予定である。
旧鳴門テクノスクール	平成24年度末をもって廃止し、中央テクノスクールに統合した。部分的活用を図りながら、将来的には、企業誘致用地等としての活用を検討する。
県道日和佐牟岐線沿線観光施設	県南への観光誘客を図るため、施設は引き続き必要である。老朽化対策として、施設（公衆便所）の統廃合を行う。
産業観光交流センター	活力ある地域づくりの拠点として、情報発信、産業発展、観光振興に寄与しており存続する必要がある。

部局名	農林水産部
基本的な方向性	<p>農林水産部所管の施設は、本県農林水産業の振興を図るため設置されたものである。県民に対する高度で迅速なサービスを提供するため、建築物（ハコモノ施設）については、昭和50年代以前に建築され老朽化が進む施設も見受けられることから、目的・必要性を再度検討し、必要性が高い施設については質的向上を進めるとともに、機能転換、用途変更、複合化・集約化など効率的・効果的な整備を進める。</p> <p>インフラ系の公有財産等については、存続を基本としつつ国の法令やガイドラインに従い対象施設の長寿命化に努める。</p> <p>なお、土地改良施設は、一般的に整備後、市町村及び土地改良区に譲渡されるものであるが、農業振興を図る上で、地域にとって重要な施設については、県において対象施設として把握し必要な修繕、更新等を推進する。</p>

主な施設名	検討内容
家畜防疫衛生センター	県下全域に及ぶ広域的な家畜伝染病対策を強化するため、平成24年4月に徳島・西部家畜保健衛生所からなる家畜防疫衛生センターへ再編整備した。現在、分庁舎、支所体制で運営しているが、各庁舎の老朽化への対応、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病に対する防疫機能強化等を図るために、県内を3圏域（中央、南部、西部の3庁舎体制）と捉え、機能強化・再編整備を図ることとし、老朽化が最も著しい南部圏域庁舎から、整備に向け検討を進める。
農林水産総合技術支援センター	<p>平成25年4月に農林水産業の研究・普及・教育の「知の拠点」として、機能集約はもとより全国で初めてPFI事業によりセンター本館等を再編整備した。本館等以外の施設は老朽化も見受けられることから、必要な施設の長寿命化を図る。</p> <p>水産研究課美波庁舎本館については、平成28年度に耐震化を完了したが、築50年を経過しており、長寿命化を図る。</p> <p>畜産研究課庁舎本館については、令和3年度に長寿命化等の改修を完了する。本館以外の施設も老朽化が見受けられることから必要な施設の長寿命化を図る。</p> <p>上板試験地、木材利用創造センターの施設については、今後も試験研究等で使用するため、必要な長寿命化を行う。</p> <p>農業大学校（勝浦）は、令和元年度に旧果樹研究所を改修し、カンキツ人材の育成や、にぎわい創出を図る拠点として整備し、令和2年8月に開設した。今後は計画的な改修により施設の長寿命化を図る。</p> <p>鳴門藍住農業支援センターについては、築40年以上が経過しており、施設の老朽化が見受けられることから長寿命化を図る。</p> <p>平成25年4月のセンター再編整備により不使用となった旧農業大学校（石井）本館等については、耐震強度が不足しているため除却する。</p> <p>その他、不使用となった施設等については、「既存ストックの有効活用」という方針のもと、貸与又は売却を進め、地域における付加価値の創造に努める。</p>

漁業用牟岐無線局	無線局は、漁船の安全操業のため、24時間体制で海上の漁船に対し気象や操業状況及び地震・津波情報などの通信を行うほか、有事の際の「安否確認」等を行っており、近い将来発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」に備え、通信手段の確保を図る必要がある。このため、老朽化設備・機器の更新に合わせて通信のネットワーク化による通信機能の強化を図る。
県有種苗生産施設 (旧栽培漁業センター)	県有種苗生産施設(旧栽培漁業センター)は、主に放流水産種苗の生産施設として昭和55年4月に設置した。開設以来30年以上が経過する施設は老朽化が進んでおり、水産業を取り巻く状況や社会情勢の変化を見極めながら、今後のあり方を含め施設整備・運営体制について検討を進める。

部局名	国土整備部
基本的な方向性	<p>南海トラフ巨大地震等大規模自然災害を迎える前に防災・減災対策、国土強靭化等に資するためインフラ整備を着実に推進する。</p> <p>建築物(ハコモノ施設)については、既存ストックの戦略的な維持管理・更新を推進しつつ、質的向上や機能転換、用途変更、複合化・集約を進める。</p>
主な施設名	検討内容
県営住宅	県営住宅集約化PF1事業により、11団地の廃止した。残る団地については、長寿命化計画により、計画的な維持保全を図る。
土木庁舎等	老朽化が進んでいる庁舎等については、建物及び設備等の計画的な維持・補修を実施するとともに、不要となる庁舎等は用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。
インフラ施設	平成30年度までに長寿命化計画を策定しており、順次見直しを予定している。なお、事後保全を基本とする小規模な施設については除く。

部局名	教育委員会
基本的な方向性	<p>高等学校については、「高校再編方針(H18.3月策定)」に基づき、活力と魅力ある学校づくりを進めてきた。</p> <p>特別支援学校については、「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会」を設置し、特別支援教育の現状と課題を整理し、その方策等を策定した。</p> <p>また、総合寄宿舎については、入寮者の減少を踏まえ、6寮から4寮体制に移行するなど施設の集約化に努め、既存施設の長寿命化を図り、税制負担への平準化を考慮した計画とする。</p> <p>教職員公舎については「教職員公舎整理活用方針(H29～R8)」に基づき、有効活用や跡地売却を図る。</p>

主な施設名	検討内容
高等学校 中等教育学校 中学校 特別支援学校	平成30年度までに長寿命化計画を策定した。計画の進捗状況や社会的要請の変化に応じて適宜フォローアップを行い、県立学校施設の計画的・効果的な施設整備を進める。 なお、再編統合により不要となった校舎等は除却や用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。
総合寄宿舎	6寮体制から4寮体制へ集約化を実施した。入寮生の快適な住環境を確保できるよう、計画的な維持保全を図る。 なお、再編統合により不要となった施設は除却や用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。
教職員公舎	原則、新規・建て替えを行わず、存続6施設については、修繕及び改修を行い、有効活用しながら利用を継続する。困難な施設は用途廃止・処分を進める

部局名	警察本部
基本的な方向性	<p>県内の治安情勢等を考慮し、組織体制の再編・強化に努めるとともに、地域の安全・安心を確保する防犯・防災拠点として継続的に運用できるよう、施設の長寿命化を計画的に進めていく。</p> <p>また、未利用財産の売却や新たな事業を通じた歳入確保、国からの交付金や補助金、民間資金の活用など、県財政への負担の平準化を考慮する。</p>

主な施設名	検討内容
警察本部	県内の安全・安心の司令塔として、中長期的な整備を計画的に行うことにより長寿命化を図る。
警察署	警察署再編整備等総合計画に基づき県内10署体制を維持するため、必要な施設整備を推進する。 県内の警察署で唯一、耐震性能を有していない「阿波吉野川警察署」について改築に向けての検討を進めるものとする。
宿舎	新耐震基準を満たさない施設及び警察署の再編により新たな入居者が見込めなくなった施設について、順次、廃止・集約化する。有事即応体制の確保のため必要な施設については、適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。
交番・駐在所	徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、交番・駐在所の体制・機能強化を図るため、施設の集約化に取り組んでいく。
信号柱	信号柱の設置及び更新については、計画的な予防保全型の保守管理を徹底するとともに、交通規制の合理的な見直しを行い、不要となった規制の廃止等によりストック数の削減を図る。

部局名	企業局
基本的な方向性	安価で良質、安定したサービス等の提供により、「経営基盤の強化」を図るとともに、「産業の振興」や「安全・安心の確保」に繋がるよう、予防保全的管理による施設の長寿命化と、南海トラフ巨大地震に備えた耐震化を推進する。

主な施設名	検討内容
発電所・工業用水道施設・駐車場施設・総合管理事務所	各施設とも、統廃合や用途転換の予定はなく、既存施設の長寿命化に向け、諸基準に基づく定期点検を実施し、戦略的な維持管理・機器更新に取り組むとともに、大規模災害時においても電力及び工業用水の供給が継続できるよう、耐震化・老朽化対策を推進する。 このため、電気・工業用水道・駐車場の3事業においては、長期的な収支を勘案の上、10年間の長期工事計画を見直し、コスト縮減を図りつつ、健全経営の下で対策に取り組む。

部局名	病院局
基本的な方向性	県立3病院については、将来にわたり、平常時、災害時の本県医療の拠点施設としての機能を確保するため、適切な維持管理を行うとともに、必要な機能強化も検討していく。医師公舎等周辺施設については、人材確保や需要動向を踏まえ、あり方も含めて検討を進める。

主な施設名	検討内容
中央病院本館等	本県医療の中核拠点としての機能を維持・強化するため、適切な維持管理を行う。また、中央病院の医療機能向上のため、ER棟を整備する。
三好病院新高層棟等	四国中央部の医療拠点としての機能を確保するため、適切な維持管理を行う。 医師公舎については、単身利用者の増加など今後の需要動向や、人材確保の観点も踏まえて整備検討を進める。
海部病院本館等	高台へ移転した新病院は、県南部の医療拠点、先端災害医療の拠点としての機能を確保するため、適切な維持管理を行う。 医師公舎については単身利用者の増加など今後の需要動向や、人材確保の観点も踏まえて整備検討を進める。 また、旧海部病院については、R2年度に新型コロナウイルス感染症対策の宿泊療養施設として整備しており、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、地域の振興に資するような活用策について検討を進める。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

<総論>

「公共施設等の長寿命化対策」の「処方箋」を作成するに当たっては、
・単に、修繕や改修などによって「機能維持」を図るだけではなく、
・いかに、県民の新たなニーズに応える「付加価値」を高めることができるかを、
強く求めていくことが重要となっている。

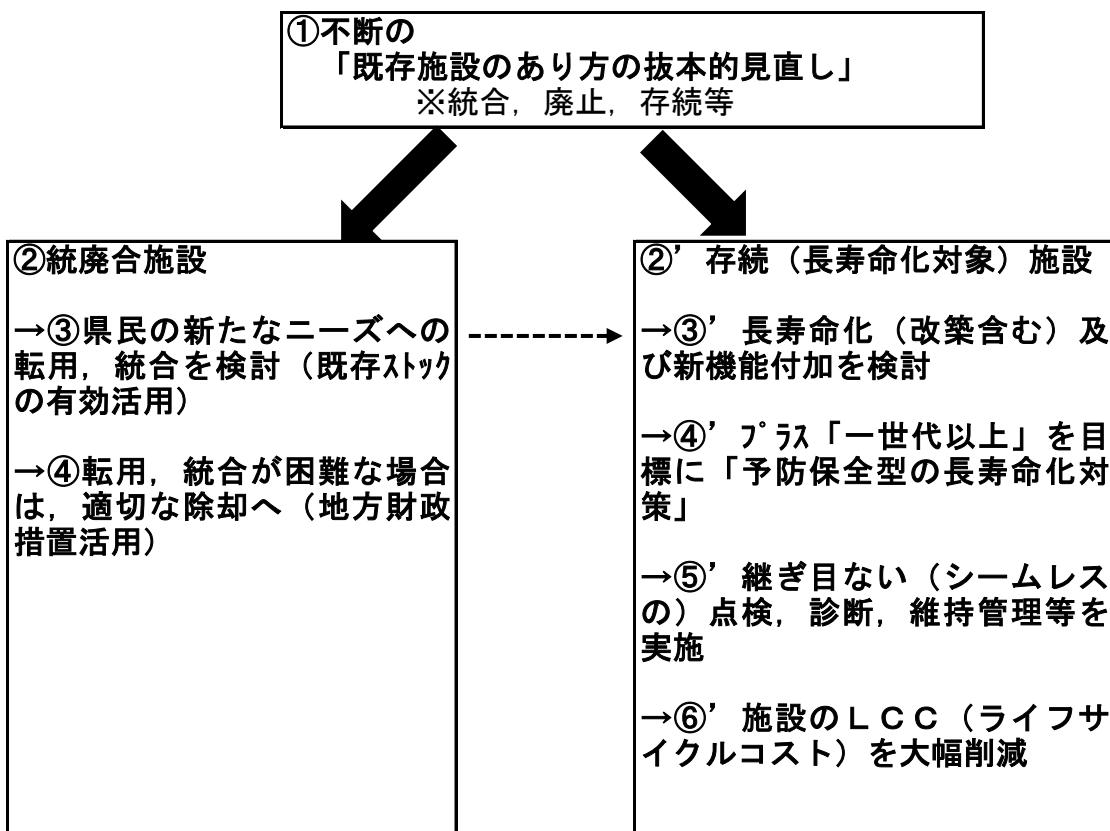
本県では、「新築や改築」といった「従来手法」にとらわれない、
「既存ストックの有効活用」という「新次元の概念」を全国に先駆けて打ち出し、
「創意工夫を凝らした長寿命化への実践」を積み重ねてきたところである。

今後とも、前述IV(3)に記載のとおり、「既存施設のあり方の抜本的見直し」に継続的に取り組み、「長寿命化対象施設の厳選」を図る。

その上で、将来の人口推計や厳しい財政状況をしっかりと踏まえながら、公共施設等の管理に当たっては、「新しい日本のモデルを徳島から」の気概を強く持ち、「既存ストックの積極的な有効活用」を通じて、「予防保全型」の「継ぎ目ないメンテナンスサイクル」を基礎とする「老朽施設の戦略的な長寿命化」を実行し、公共施設等の最適化を推進する。

なお、施設類型ごとの基本的な方針や具体的な実施方法については、施設類型ごとに別途定める「各個別施設計画」において、可能な限り詳細に明記するとともに、スピード感をもって実行し、各施設の長寿命化及び最適化を実現していく。

◇基本的な「公共施設等の管理」手順 フロー図



①点検・診断等の実施方針

～継ぎ目ない循環（シームレスサイクル）を推進～

公共施設等の維持管理・更新等に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じ、「日常的な巡視・パトロール」、「経年劣化・損傷を把握するための毎年又は数年に1回の定期的な点検・診断」、「災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検」等が行われている。

これらは、相互が補完しあいながら施設の変状を適時・適切に把握し、利用者や第三者の安全を確保するために必要な措置を講じる上で必要不可欠なものである。

今後、従来の「対症療法型の維持管理」から脱却し、施設類型ごとに新たな科学技術を積極的に取り入れながら、「継ぎ目ない（シームレスな）全公共施設等の点検」を着実に進め、「予防保全型の維持管理」を軸とする「メンテナンスサイクル」に基づき、現場目線に立ち、日々現場が直面・発見する課題に対し早急に対策を講じる。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）

～予防保全型の維持管理でコスト縮減～

損傷が発生してから対応する「対症療法型の維持管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」への転換を図る。

全対象施設において点検・診断を実施し、その結果に基づき、「修繕をはじめとする必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施（予防保全）」することに加え、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断・予防保全等に活用するという、「メンテナンスサイクル」の実行を施設類型ごとの基本的な方針に沿い継続していく。

また、「予防保全対策」の検討・実施に当たっては、災害対応をはじめ、他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、

- ・「必要性が認められる施設」については、修繕や更新等の機会を捉えて、社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図る一方、
- ・「必要性が認められない施設」については、廃止・除却を進めるなど、

優先度を適時適切に判断しながら、戦略的な取組みを推進する。

さらに、自然エネルギーの積極的な導入をはじめ、維持管理面での「環境負荷の低減」や「新たな維持管理技術の導入」に最大限配慮する。

これらにより、中長期的な視点に立って、今後の取組みの指針となる数値目標を「2割以上のコスト削減」と設定し、維持管理・修繕をはじめとする「長寿命化コストの縮減」や「年度間のコスト平準化」を推進する。

なお、適切な点検・維持管理・修繕・更新等の、ハコモノ施設のメンテナンスサイクルの実行に際しては、「保全計画」及び点検・診断・維持管理の履歴等を反映する「保全台帳」の整備・見直しを推進する。

③安全確保の実施方針

～スピード感のある安全対策の実施～

点検・診断等により「高度の危険性が認められた公共施設等」や老朽化等により「供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等」に対しては、この総合管理計画や個別施設計画に基づき、スピード感を持って「安全対策」や「除却」等を推進する。

また、「除却」に際しては、地方債の特例措置をはじめとする「国の地方財政措置」を有効的に活用する。

④耐震化及び国土強靭化の実施方針

～「防災拠点等の耐震化計画」及び「国土強靭化」を強力に推進～

災害時において防災拠点等となる県の公共施設等は、県耐震改修促進計画に基づき、耐震化率100%となるよう引き続き耐震化に取り組む。

また、県耐震改修促進計画対象外の公共施設等についても、必要な施設について、早期の耐震化を推進する。

さらには、南海トラフ巨大地震や直下型地震、大規模水害、土砂災害、豪雪災害及びこれらが同時又は連続的に発生する「複合災害」への的確な対応を図る「徳島県国土強靭化地域計画」とも密接に連携し、国土強靭化に資する公共施設等の長寿命化を推進する。

⑤長寿命化の実施方針

～「一世代以上」の長寿命化を推進～

長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を「一世代相当分延長」、各施設ごとに例えば「25年（例えば、平均更新年数が40年の場合は建替期を65年に延長）と設定」し、その目標を達成するため、経済的かつ効果的で、脱炭素化やユニバーサルデザイン化の推進、災害対応にも配慮した「予防保全措置」を適切に講じていくこととする。

「長寿命化工事（大規模修繕工事等）」の実施に当たっては、「従来の平均的な更新時期」に建て替える場合と比べて、「LCC（ライフサイクルコスト）の削減」を図る。

脱炭素化の推進に当たっては、消費エネルギーの省力化や再生可能エネルギーの導入等により更なる環境負荷低減を図る。

ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、多様なニーズや施設の状況を踏まえ、誰もが利用しやすい施設となることを目標として改修を行うこととする。

なお、各施設ごとの長寿命化の具体的な方針については、各個別施設計画において定める。

⑥統合や廃止の推進方針

～既存ストック有効活用と新たなニーズへの対応～

「統合や廃止の検討」に当たっては、上記「総論」に記載のとおり、「既存ストック有効活用先進県」としての経験を最大限に活かすとともに、将来の人口見通しや行政コスト縮減を勘案し、施設総量や配置の最適化を図る。

なお、「施設のあり方見直し」に当たっては、「県民の新たなニーズへの対応」や「現施設の必要な機能の維持・向上」に最大限配慮し、平成16年度から平成26年度までの「転用をはじめとする有効活用件数」をベースとして、令和6年度までの有効活用件数を「2倍以上に」することを目標に掲げ、さらに取組みを進める。

その際、既存の施設体系の役割に縛られることなく、「今後その地域に何が必要なのかを自由に発想していくこと（日本建築学会における意見）」も考慮する。

また、管理運営手法についても、より一層の一元化や効率化を進めるとともに、結果的に、遊休の施設や土地が生じた場合は、「転用をはじめとする有効活用」や除却、処分について、スピード感を持って実施することとする。

「除却」を行う場合は、「地方債の特例措置」を有効的に活用する。

なお、各類型ごとにおける施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、各個別施設計画において定める。

⑦県民との情報共有の実施方針

～積極的な開示により情報共有を推進～

総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている県民との問題意識や情報の共有が不可欠である。

このような基本認識のもと、今後とも、「公共施設等のあり方」について、県議会や第三者委員会などの場において「県民目線に立った幅広い議論」を進めていくとともに、「公共施設等に関する情報」を県HPをはじめとする各種広報媒体などを通じ、これまで以上に積極的に開示していくこととする。

⑧PPP／PFI活用の実施方針

～民間の資金やノウハウをより一層活用～

徳島県青少年センターや県営住宅にPFI方式を導入してきたこれまでの経験を活かし、今後とも、「PPP／PFI方式」、「コンセッション方式」、「指定管理制度」など、「民間の資金や活力」、「外郭団体の機能」などを積極的に活用し、新たな県民ニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図る。

また、「県民サービスの充実」や「行政コストの削減」、さらには「新たな歳入の確保」を図るため、「PPP/PFI・コンセッション等の新たな行政手法」の導入件数を令和6年度までで「3倍以上に」することを数値目標に掲げる。

[参考：PPP／PFI・コンセッションについて（国土交通省ウェブサイトより引用）]

PPPとは

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFIとは

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

コンセッションとは

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 ～トップマネジメントを発揮する推進本部を設置～

今後、総合管理計画を戦略的に実行していくためには、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠である。

そこで、計画の初年度である平成27年度に、「公共施設等の情報共有」、「有効活用や長寿命化に向けての取組みの推進」、「部局間調整」等を統括的に行う組織として、トップマネジメントを存分に発揮するため、「徳島県公有財産最適化推進会議」を設置しており、今後、各施設管理者が長寿命化対策を確実に実施できるよう、計画のフォローアップを行うものとする。

また、県内高等教育機関、関連団体、関連民間企業などの知見や意見を積極的に取り入れ活用するとともに、連携・協力を密にすることにより、県を挙げる形で、当総合管理計画の推進を図ることとする。

⑩市町村に対する支援

～策定支援をはじめ市町村に対する支援を推進～

総合管理計画の策定・推進については、各市町村においても期待されていることから、県においては、市町村職員を対象とするセミナーの開催や研修制度等の創設を図るとともに、市町村からの要請に応じ、橋梁の長寿命化に当たっての技術的支援を行うなど、市町村に対する「計画推進に関する支援」を積極的に行うこととする。

また、県の公共施設等のあり方を検討するに当たっては、今後とも、「市町村が所有する公共施設等」との相互利用や広域的連携にも十分に配意する必要がある。

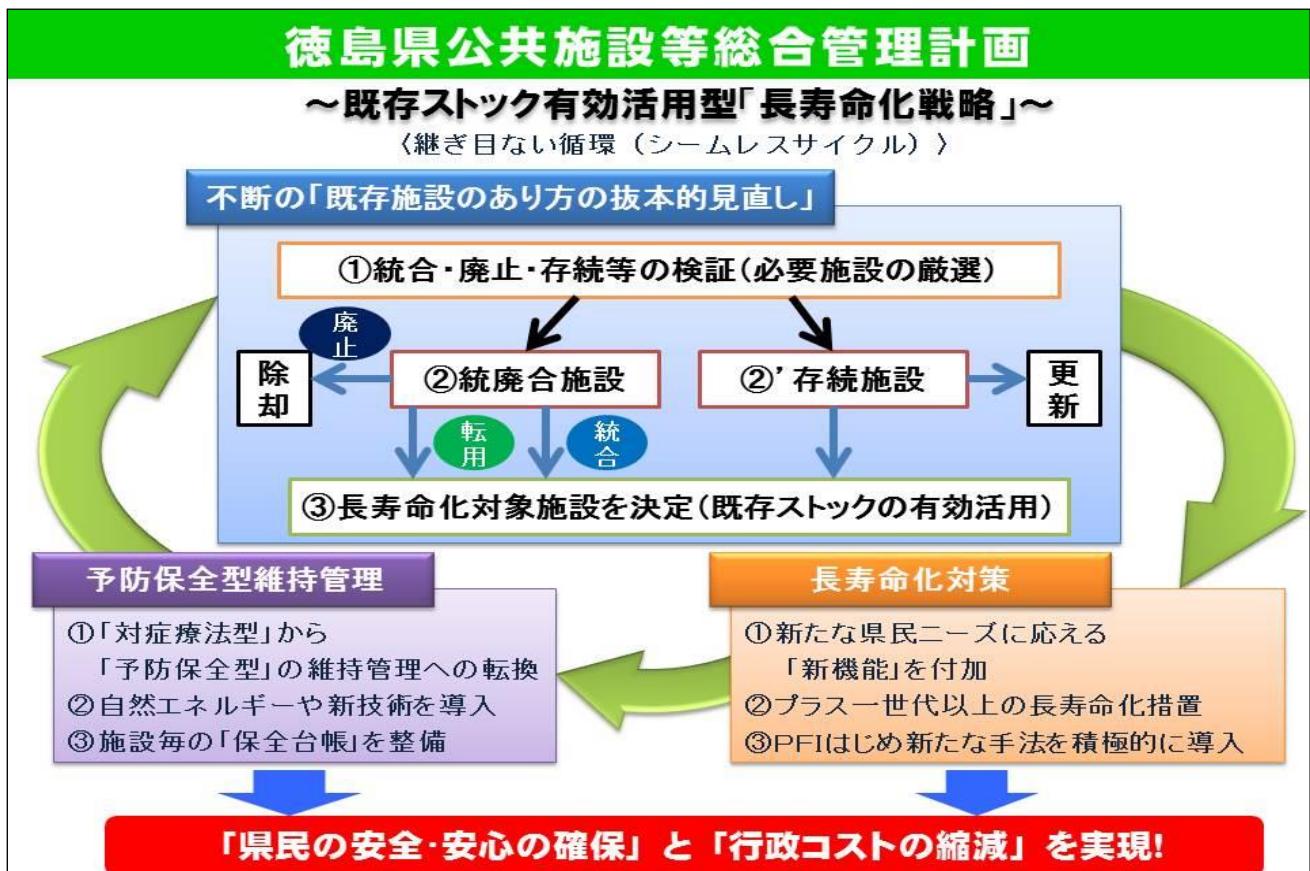
⑪国や市町村と連携した地域の公有財産の最適利用

～従来の枠組みを超えた財産の利用検討を推進～

「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」（平成26年8月29日総財務第149号）を踏まえ、財務省四国財務局をはじめとする国関係機関と連携を図り、国公有財産の最適利用の検討を推進する。

また、同様に、県管理施設の「市町村における最適利用」の検討を行う。

(参考：イメージ図)



(5) フォローアップの実施方針 ～順次バージョンアップし、計画を充実・深化～

本計画を継続し発展させるため、「個別施設計画を早期に整備」するとともに、「本計画と個別施設計画との整合」を図りながら、本計画に記載した実施方針や取組み等の内容を引き続き充実・深化させる。

あわせて、全庁的に、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、適時適切に、「公有財産最適化推進会議」において、計画の見直し（バージョンアップ）やフォローアップを順次行う。

また、「県総合計画」や「国土強靭化地域計画」との密接な連携を図ることを通じ、国土強靭化に資するとともに、「県民の安全・安心の確保」をより一層推進する。

本計画の取組みの進捗や、各分野における最新の取組み状況等については、徳島県ホームページ等を通じて積極的に情報提供を図る。

(6) S D G sとの関係 ～持続可能な環境や社会の実現に向けて～

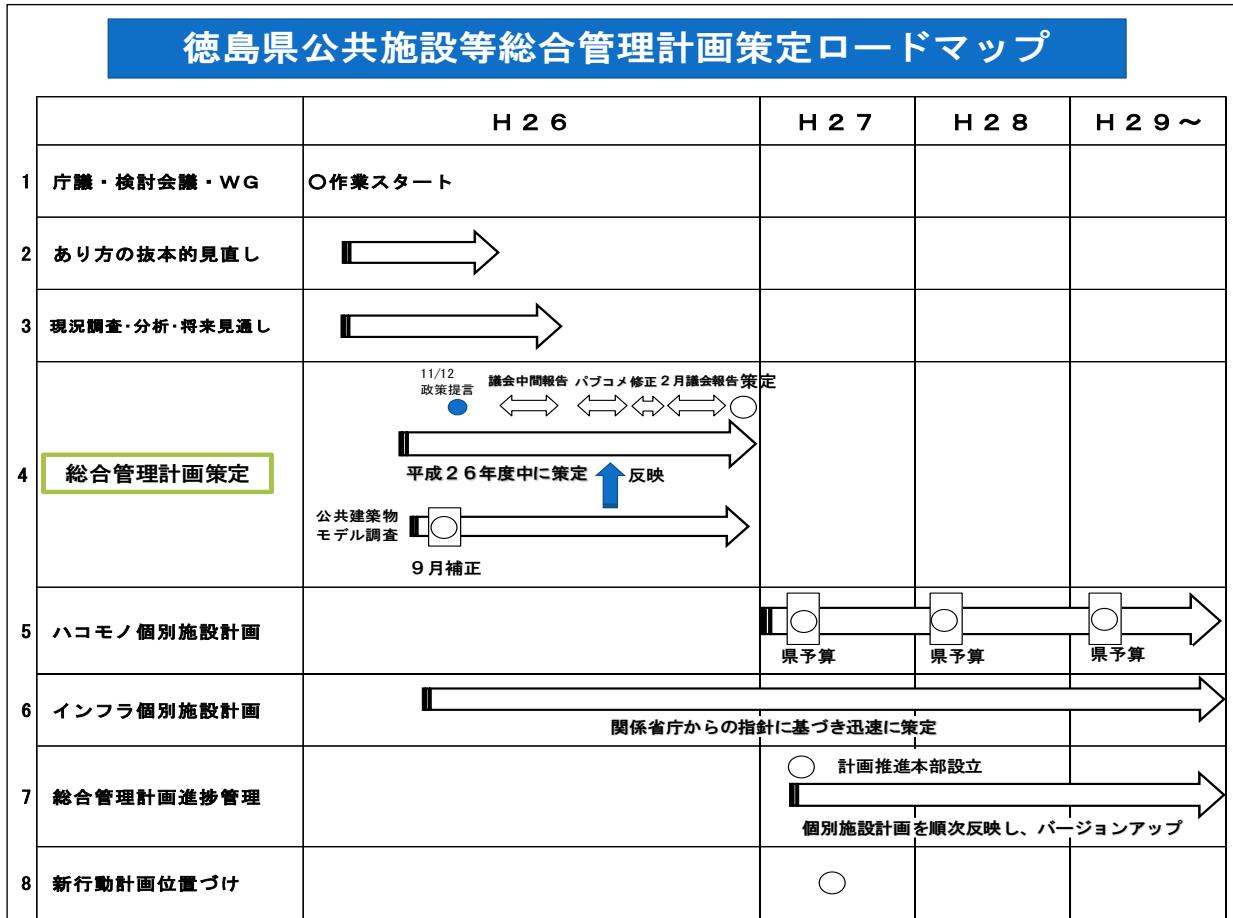
徳島県では、令和元年7月に策定した総合計画「『未知への挑戦』とくしま行動計画」において、持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）」の達成に貢献するため、計画に掲げる重点施策とS D G sとの対応関係を明らかにし、徳島ならではの取組みを着実に推進することとしている。

S D G s の17の目標のうち、本計画で設定した5つの目標と特に関連が深い目標は次のとおりである。

徳島県公共施設等総合管理計画の5つの目標（再掲）	S D G s の目標
<目標1> 施設の長寿命化を 『プラス一世代以上に！』	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
<目標2> 既存ストック有効活用を 『2倍以上に！』	 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<目標3> PPP/PFI・コンセッション等の 『導入件数を3倍以上に！』	 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<目標4> 長寿命化により行政コストの縮減を 『2割以上に！』	 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
<目標5> 長寿命化の推進体制の確立を 『計画前半期中に！』	

(7) 推進スケジュール

国のインフラ長寿命化基本計画のロードマップや、各省庁から示される指針を踏まえつつ、個別施設計画や保全台帳等の更新に連動し、総合管理計画を順次バージョンアップさせていくこととし、その「主なロードマップ」を別表のとおり示す。



V 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 ～個別施設計画の策定・推進に向けて～

(1) 公共建築物類型群（ハコモノ）

① 庁舎等公用・公共施設

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
庁舎等公用・公共施設	<p>全庁的な見直し基本方針に基づき、予防保全型の管理へと転換を図るため、各施設（棟）毎（延べ床面積200㎡以上の建物に限る）の保全台帳を整備し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。</p> <p>また、施設の必要性について再検討し、廃止や集約化を図るとともに、不要となる施設については、新たなニーズに対応するため、別目的への転用を図るほか、貸付や売却を含めた有効活用を積極的に実施する。</p>



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
庁舎等公用・公共施設	①点検・診断等の実施方針	専門家による法定点検に加え、施設管理者による点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握する。		
		また、一定年数を経過した建物について構造体の劣化診断を行い、建物の使用年数を定めていく。		
	②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	トータルコストを縮減するため、建築部位及び設備機器の種別によって時間計画保全、状態監視保全又は事後保全を使い分け、適切な時期に修繕等を行うことにより施設の長寿命化を図る。		
		修繕等は、劣化状況や危険度に加えて、その劣化又は故障が建物の寿命や施設運営に与える影響等を評価して優先順位を設けて実施する。また、事業量が集中する場合には、事業の前倒しと後倒しにより平準化を行う。		
	③安全確保の実施方針	点検結果により劣化状況及び危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行うことにより、安全確保を図る。		
		防災拠点となる施設については、早期の耐震化を図る。		
	④耐震化の実施方針	他の施設については、⑥により施設の必要性や集約化を検討し、必要に応じ耐震化を行う。		
		現行の約40年の建替周期を効率的かつ効果的な保全措置を講じることにより65年に延長する。		
	⑤長寿命化の実施方針	施設の必要性について再検討し、必要性の認められた場合にも、集約化を図る。不要となる施設については、用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。		
		施設の全体像の把握と可視化を行うため、各施設の基本情報、保全計画及び保全台帳についての情報の一元化を図る。		
	⑦情報管理・共有の実施方針	未利用の施設についての情報をデータベース化し、全庁的に共有し、有効活用を図る。		

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
庁舎等公用・公共施設	庁舎等公用・公共施設	⑧計画推進体制の構築方針	施設が全庁にまたがるため、各施設管理担当者で構成するワーキンググループを設置し、情報共有を図り、検証を行うなど、計画の見直しやフォローアップを行う。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	県においては、市町村からの要請に応じ、計画の策定や推進に関して、技術的支援を積極的に行う。 県の未利用財産について、市町村事業に活用するため、売却や貸付を実施する。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
庁舎等公用・公共施設	庁舎等公用・公共施設	有	徳島県県有施設（庁舎等公用・公共施設）長寿命化計画	R元
	庁舎等公用・公共施設（教育施設から知事部局に移管）	有	徳島県立埋蔵文化財総合センター長寿命化計画	R元
		有	徳島県文化の森総合公園文化施設長寿命化計画	H30

②教育施設

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
教育施設	安全・安心な学校づくりのための施設整備をはじめ、少子化や時代の要請に対応した再編統合等による施設整備、不要となった施設の転用など既存施設の有効活用、既存施設の老朽化や機能の陳腐化に対する予防保全措置優先による適切な維持管理など、施設の長寿命化に向けた、計画的、総合的な取組みを行い、トータルコストの縮減、平準化を図る。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
教育施設	学校・その他教育施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常的な点検、施設整備課担当による1年に1回の施設調査、建築士による3年に1回の保全調査（定期点検）を実施する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	予防保全措置としての長寿命化工事を計画的の実施、点検・調査の結果による事後保全措置実施としての修繕工事の実施、及びその履歴による長寿命化計画の見直しを行う。	
		③安全確保の実施方針	耐震性の確保、セキュリティの向上、被災時における避難施設としての機能確保を図る。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
教育施設	学校・その他教育施設	④耐震化の実施方針	建物の耐震化を最優先に、非構造部材の耐震化については点検・調査の結果、危険度、緊急性による優先順位により改修工事を実施する。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検・調査の結果や修繕工事の実施による長寿命化計画の見直しを行う。	
		⑥統合や廃止の推進方針	少子化や時代の要請に対応した再編統合による施設整備を図る。不要となる施設については、除却や用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果、改修履歴等について各学校等と情報共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	点検・調査の結果に対する有効な対応が可能であり、即時的に計画に反映させることができ可能な計画推進体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	情報提供、国の支援制度（長寿命化改良事業）の周知及び技術的支援を図る。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
教育施設	学校	有	徳島県立学校施設長寿命化計画	H29
	その他教育施設	有	徳島県教職員公舎長寿命化計画	R元
		有	徳島県牟岐少自然の家長寿命化計画	R元
		有	徳島県総合教育センター長寿命化計画	R元

③警察施設

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
警察施設	施設の点検・診断の結果、修繕履歴等をデータベース化し、ライフサイクルコスト等を踏まえ、メンテナンスサイクルを構築することにより、これまでの損傷等が発生してから対応する「対症療法型の管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」への転換を図り、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化、施設の長寿命化を推進する。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
警察施設	警察本部・警察署	①点検・診断等の実施方針	日常の施設巡回及び災害発生後の緊急点検のほか、適時、点検・診断を実施することで、施設の変状の把握に努め、修繕・建て替え等に向けた分析を行う。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	分析の結果、ライフサイクルコスト等を踏まえ、メンテナンスサイクルを構築し、劣化・損傷等が発生してから対応する「対症療法型の管理」から、適時修繕等を行う「予防保全型の管理」への転換を図ることにより、長寿命化を推進し、修繕・建て替えに要する費用について、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	点検・診断等により、劣化・損傷等、施設の変状の早期把握に努め、適時修繕を行うとともに、分析等により、利用者・第三者を含めた職員等に高度の危険性が認められる施設については、特にスピード感を持って安全対策を推進する。	
		④耐震化の実施方針	防災拠点等の施設については、耐震改修促進計画等に基づいた耐震化を推進する。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検・診断の結果、修繕履歴等をデータベース化し、メンテナンスサイクル構築による「予防保全型の管理」を行うことにより、長寿命化が可能となった施設については、適宜検討の上、長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図る。	
		⑥統合や廃止の推進方針	大規模修繕や建て替えの時期を捉えて、人口推移・県民のニーズ・治安情勢等を踏まえ、必要な施設については機能維持・強化を図るため、既存の体制に縛られることなく、複合化・集約化を検討する。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検・診断の結果、修繕履歴等をデータベース化し、関係部署において、大規模修繕・建て替え時期など、メンテナンスサイクル等の情報について共有化を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	施設の情報共有・機能強化・長寿命化に向けて、部局間の連携・協力を密にするため、全庁を挙げた総合管理計画の推進体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	該当なし。	
	宿舎		民間の資金や活力の活用を検討するとともに、計画的な修繕・建て替えを行っていく。	
	駐交在番所		日常の点検等を通じての維持管理を継続し、長寿命化を検討するとともに、計画的な修繕・建て替えを行っていく。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
警察施設	警察本部・警察署	有	徳島県警察施設長寿命化計画	R元
	宿舎			
	交番・駐在所			

④住宅施設

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
住宅施設	個々の建築物の状態に応じて、予防保全型の大規模修繕と日頃の維持修繕とを適切に使い分け、計画的な長寿命化とトータルコストの縮減を図る。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
住宅施設 県営住宅		①点検・診断等の実施方針	建築基準法による専門家の定期点検を3年に一度実施とともに、日頃の維持修繕を通じて、施設の状態を把握する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	公営住宅の需要見通しや、団地毎の管理方針と住宅改善の必要性・可能性などを基に、「維持管理」「建て替え」「用途廃止」の住棟を判定する。さらに「維持管理」を対象とした住棟について、躯体の安全性、居住性などを評価し、修繕と改善の内容を位置づける。	
		③安全確保の実施方針	点検により、修繕が必要な箇所を把握し、優先順位をつけて修繕を実施することにより安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	「県営住宅集約化PFI事業」により、平成26年度中に耐震化100%を達成した。	
		⑤長寿命化の実施方針	実情に応じて長寿命化計画を更新し、必要な修繕を適切な時期に実施する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	「建替え」、「用途廃止」と判定された住棟について、集約化建替えや用途廃止を個別に判定する。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	維持管理を委託している徳島県住宅供給公社及びPFI事業により維持管理を開始する徳島県営住宅PFI株式会社と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	国、他県との情報交換を行い、効率的な長寿命化対策の推進を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	適切な情報提供や必要に応じた指導を行う。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
住宅施設	県営住宅	有	徳島県公営住宅等長寿命化計画	H30

⑤病院施設

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
病院施設	将来にわたり医療の拠点施設としての機能を確保するため、必要な機能強化を進めながら、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図る。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
病院施設	県立病院施設	①点検・診断等の実施方針	専門家による法定点検に加え、施設管理者による通常点検（1年ごと）及び日常点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握する。 また、一定年数を経過した建物について構造体の劣化診断を行い、建物の使用年数を定めていく。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	トータルコストを縮減するため、建築部位及び設備機器の種別によって時間計画保全、状態監視保全又は事後保全を使い分け、適切な時期に修繕等を行うことにより施設の長寿命化を図る。 修繕等は、劣化状況や危険度に加えて、その劣化又は故障が建物の寿命や施設運営に与える影響等を評価して優先順位を設けて実施する。また、事業量が集中する場合には、事業間での調整を行い平準化を行う。	
		③安全確保の実施方針	点検結果により劣化状況及び危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行うことにより、安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	病院施設（本体）、周辺施設共に耐震化を実施済み。	
		⑤長寿命化の実施方針	定期点検の実施に合わせ、必要であれば建物の修繕計画を見直していく。	
		⑥統合や廃止の推進方針	社会経済情勢の変化に応じ、必要性が認められる施設については、あり方を含めて検討を進める。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び修繕計画について、各県立病院と情報共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	点検結果及び課題の状況を各県立病院とともに把握・共有し、効果的な老朽化対策を推進する。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
病院施設	病院施設（本体）	有 (建替計画)	中央病院改築等事業 三好病院高層棟改築工事 海部病院改築事業	H17 H22 H24
	医師公舎周辺施設	有	徳島県病院施設長寿命化計画	H30

(2) 土木等施設類型群（インフラ）

①道路

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
道路	<p>損傷が発生してから対応する「対症療法型の管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」への転換を図る。</p> <p>例えば橋梁では、その建設・補修及び定期的な点検のデータを活用し、劣化の進行を予測し橋梁の最適な補修時期を選定し、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。</p>



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
道路	橋梁 (橋長 15m 以上)	①点検・診断等の実施方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕・架け替えに要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	「緊急輸送路」や「跨線橋・跨道橋」等について優先的に耐震化を実施。引き続き、浸水区域内における「津波避難に資する橋梁」や孤立化を防止する「生命線道路の橋梁」、地域間交通となる「吉野川を渡河する橋梁」の耐震化を推進する。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、長寿命化修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上、機能転換や複合化・集約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るために維持管理体制を構築する。	H26.5設置
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	
	1橋梁 5m未満 （未橋 満長）		橋梁（橋長15m以上）と同様に維持管理を行っていく。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
道路	トンネル	①点検・診断等の実施方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、長寿命化修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上、機能転換や複合化・集約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。	H26.5設置
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	
道路	シェッド	①点検・診断等の実施方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。	H26.5設置
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
道路	大型カルバート	①点検・診断等の実施方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。	H26.5設置
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	
道路	門型標識	①点検・診断等の実施方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。	H26.5設置
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
道路	横断歩道橋	①点検・診断等の実施方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕・架け替えに要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、質的向上や機能転換、複合化・集約化・廃止を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。	H26.5設置
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	
道路	信号柱	①点検・診断等の実施方針	日常業務を通じて行う「通常点検」のほか、計画的な「定期点検」等を実施し、適正な管理に努める。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	経過年数による計画的更新のほか、点検・診断の結果により、優先的に修繕等を行う「予防保全型の管理」を実施しており、引き続き、計画的な施設の維持管理を推進することによって、コスト縮減、予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	施設の実効性の確保、第三者被害の防止のため、定期的な修繕・更新等を実施するとともに、各種点検等により、施設の変状の早期把握に努め、危険性が認められる施設については、スピード感を持って安全対策を推進する。	
		④耐震化の実施方針	災害時の実効性の確保のため、全ての施設において、耐震等を考慮した設置を推進する。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検・診断の結果により、適時修繕等を行う「予防保全型の管理」のほか、経過年数に応じて計画的に保護部材を敷設することにより、長寿命化を図る。	
		⑥統合や廃止の推進方針	必要性が認められる施設については質的向上を図るとともに、道路交通環境の変化等に応じ、移設、廃止等、見直しを図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検・診断の結果、改廃計画等について、関係部署と情報の共有化を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	施設の情報共有・機能強化・長寿命化に向けて、部局間の連携・協力を密にするため、全庁を挙げた総合管理計画の推進体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	該当なし。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
道路	橋梁（橋長15m以上）	有	徳島県橋梁長寿命化修繕計画	H21, H24, H28
	橋梁（橋長15m未満）	有	徳島県橋梁長寿命化修繕計画	H28
	トンネル	有	徳島県トンネル長寿命化修繕計画	H25
	シェッド	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
	大型カルバート	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
	門型標識	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
	横断歩道橋	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
	信号柱	有	徳島県警察施設長寿命化計画	R元

※舗装・法面・附属物(小規模)：全路線について、健全度評価などによる点検を行い、修繕を実施

②河川・ダム

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
河川・ダム	巡視や定期点検のデータを保存・活用し、河川管理施設の劣化の状況を把握した上で補修時期を選定することにより、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。



排水機場



水門

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
河川・ダム	場河門・川揚管陸水理閘機施設場設堰・堤・淨化施設電気施設通設河信・道施水設門排・水樋機	①点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運転点検（月点検） 原則として設備の試運転を実施し負荷状態において設備の状況確認・動作確認を行う。出水期 1回/月、非出水期 1回/2カ月の頻度で行う。管理運転点検が実施できない設備については、目視点検による月点検とする。 ○年点検 月点検よりも詳細な各部の点検及び計測を実施する。1回/年の頻度で行う。 ○臨時点検 外的要因による設備への異常、損傷の有無の確認を目的とする。 	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	河川管理施設に対し、日常管理や点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつ今後増大が見込まれる河川管理施設の維持管理に要する経費に対してコスト縮減と必要予算の平準化を行う。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
河川 化川 施設 管理 ・施 水設 門 ・堤 樋防 門 ・河 陸道 閘 ・排 堰水 ・機 電場 氣 ・通 揚信 水施 設場 ・淨		③安全確保の実施方針	日常管理や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	「堤防・水門」について優先的に耐震化を実施。引き続き、排水機場・揚水機場の耐震化を推進する。	
		⑤長寿命化の実施方針	長寿命化計画に基づく点検・整備・更新を行い、機器の信頼度の確保と延命化を図る。	
		⑥統合や廃止の推進方針	河川改修に併せ、可能な樋門は統合する。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検・整備・更新の結果をデータベース化することで、各庁舎と情報の共有化を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	河川管理施設の現況把握、情報共有のため、河川整備課・各庁舎・市町・管理人の情報伝達を徹底する。 本体制による、施設の優先順位付け、計画に沿った整備・更新を行うことで、効果的なライフサイクルコスト縮減を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	国からの情報や、県のノウハウについて、市町村に情報提供を行う。	
		①点検・診断等の実施方針	ダム管理者が行うダム点検整備基準に基づく日常管理（巡視・点検・計測）及びダム管理者以外の専門家等が行う定期検査（概ね3年に1回以上）を実施する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	各3ダム（正木、宮川内、福井）の現状を踏まえ、費用負担の最小化と平準化を見据えた、計画的かつ戦略的な予防保全対策を推進する。	
河川・ダム	ダム (補助 ダム)	③安全確保の実施方針	巡視・日常点検により、ダム施設の状態を把握して、安全性及び機能への影響を確実に確認する。	
		④耐震化の実施方針	レベル2地震動を想定した「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）」に沿った照査では、ダム本体の貯水機能に支障はない。関連施設（ゲート、堤上橋梁）については、今後の新たな知見に留意しながら、適切な対策を講じていく。	
		⑤長寿命化の実施方針	ダムの安全性及び機能を長期にわたり保持するため、日常管理における維持・修繕に加え、各3ダム（正木、宮川内、福井）が15年サイクルで、管理設備の更新が図られるよう、1ダムにつき5カ年計画を基本とした堰堤改良事業を推進する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	特になし。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	ダム管理設備について、主要仕様、点検・整備・更新の履歴、事故・故障及びその措置の履歴を整理した台帳を作成し、得られたデータを蓄積することにより、今後の計画的な維持管理に反映する。	
		⑧計画推進体制の構築方針	国、他県との情報交換を行い、効果的な計画推進を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
河川・ダム	河川管理施設 (排水機場・揚水機場・水門・堰)	有	徳島県河川管理施設長寿命化計画	H21～H25
	河川管理施設 (堤防・河道・樋門・水門・陸閘・浄化施設・堰)	有	徳島県堤防及び河道の長寿命化計画	H30
	河川管理施設 (電気通信施設)	有	個別施設計画（電気通信施設河川編）	R2
	ダム（補助ダム）	有	宮川内ダム長寿命化計画 正木ダム長寿命化計画 福井ダム長寿命化計画	H26

③砂防

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
砂防	長期にわたり機能及び性能を維持・確保するため、点検を通じて施設の状況を把握し、評価、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施していく。 評価段階においては、施設の健全度と周辺の荒廃状況、保全対象との位置関係、コスト等を勘案し、優先順位と対策時期を計画する。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
砂防	地すべり砂防堰堤・床工・急傾斜地・流路護岸・崩壊防止施設	①点検・診断等の実施方針	「徳島県砂防関係施設点検要領（案）」及び「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検マニュアル」を基本に、①定期点検（5年に1回：近接目視）、②臨時点検（出水時や地震時など臨機：目視）、③巡回点検（年1回：目視）を実施する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・整備を計画的に実施することにより、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	常日頃の日常点検や巡回点検において損傷状況による施設の健全度具合を的確に把握し、重要度に応じて優先順位を付け、速やかな維持・修繕工事の実施により安全確保に繋げる。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	計画期間を10年とし、5年経過時に点検結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。	
		⑥統合や廃止の推進方針	施設周辺において開発行為などによる地形変化が生じた場合など、既存施設の必要性等勘案し、廃止の検討も考慮する。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	施設の仕様や更新履歴等を記載した設備台帳、点検カルテなどを適切に作成するとともに、データベース等を利用して管理情報を関係者と共有する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
砂防		⑧計画推進体制の構築方針	国、他県との情報交換を行い、効果的な計画推進を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
砂防	砂防堰堤及び床固工	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【砂防設備編（砂防堰堤及び床固工）】	H28
	渓流保全工	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【砂防設備編（渓流保全工）】	H30
	地すべり防止施設	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【地すべり防止施設編】	H30
	急傾斜地崩壊防止施設	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【急傾斜地崩壊防止施設編】	H30
	電気通信施設	有	個別施設計画（電気通信施設（砂防編）） (案)	R2

④海岸（県土）

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
海岸	巡視や定期点検のデータを保存・活用し、海岸保全施設の劣化の状況を把握した上で補修時期を選定することで、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
海岸	海岸保全施設（護岸・堤防等）	①点検・診断等の実施方針	○巡視（パトロール・目視による簡易点検） 重点点検箇所等を定期的に点検する。【数回/年】 ○定期点検（機器による測定、調査により対策法の検討まで行う詳細点検。一次点検と二次点検がある。） 海岸保全施設の健全度を把握するため、定期的に点検する。【1回程度/5年】 ○異常時点検 地震、津波、高潮等の発生後に、点検する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	巡視や点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつコスト縮減と必要予算の平準化を行う。	
		③安全確保の実施方針	巡視や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
海岸	海岸保全施設（護岸・堤防等）	④耐震化の実施方針	まずは、避難時間を確保する必要がある海岸から推進する。	
		⑤長寿命化の実施方針	今後策定する、長寿命化計画に基づき巡視・点検・整備・更新を行い、海岸保全施設の信頼度の確保と延命化を図る。	
		⑥統合や廃止の推進方針	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	巡視・点検・整備・更新の結果について、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	海岸保全施設の現況把握、情報共有のため、本庁・各庁舎・市町・管理人の情報伝達を徹底する。本体制による、施設の優先順位付け、計画に沿った整備・更新を行うことで、効果的なライフサイクルコスト縮減を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
海岸	海岸保全施設（護岸・堤防等）	有	徳島県海岸保全施設長寿命化計画	H26～H30、 H27～H31

⑤下水道

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
下水道	生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型の管理」を徹底するとともに、「地震・津波」等災害対策を推進する。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
下水道	管路施設・処理施設	①点検・診断等の実施方針	対象施設に対する点検・診断方法を検討し、実施する。 (5年に1回程度実施)	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果を踏まえて、適切に修繕を実施することにより、コスト縮減や予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	点検により、修繕が必要な箇所を把握し、優先順位をつけて修繕を実施することにより安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	南海トラフ巨大地震に備え、処理施設の耐津波対策済。	
		⑤長寿命化の実施方針	ストックマネジメント計画に従い、必要に応じて改築を実施する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
下水道	管路施設・処理施設	⑥統合や廃止の推進方針	将来、社会情勢の変化により処理水量の減少が見込まれる場合は、適正な規模への統合・廃止を進め、コスト縮減を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果や修繕計画をデータベース化することで情報の共有化を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	国や関連市町等と連携し、積極的に情報を収集・共有し効率的な長寿命化対策の推進を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	旧吉野川流域下水道連絡協議会を通じて、関係市町と連携し、情報提供や、点検～修繕までのメンテナンスサイクル確立のための支援を行う。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
下水道	管路施設	有	旧吉野川流域下水道ストックマネジメント計画	H30
	処理施設	有	旧吉野川流域下水道ストックマネジメント計画	H30

⑥港湾

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
港湾	点検・診断を行い、施設に求められる機能やライフサイクルコスト等を踏まえ、適切な時期に修繕を行う「予防保全型維持管理」を進めていくことにより、更新・修繕に必要な費用のコスト縮減・予算の平準化を図る。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
港湾	水域施設・外郭施設・係留施設・臨港交通施設（橋梁）	①点検・診断等の実施方針	日常点検を行うとともに、5年以内ごとに、陸上・海岸からの外観目視による定期点検・診断を実施する。状況に応じて詳細点検・診断を潜水による外観目視にて実施する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、適切な時期に修繕を行う「予防保全型維持管理」を推進し、更新・修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	日常点検により、大規模な変状の有無などを把握し、施設利用に支障や危険を及ぼす恐れがある場合には、使用制限等の措置を行う。また、利用状況等を考慮し、適切に修繕工事を行い安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	「地域防災計画」に位置付けられている拠点港や臨港交通施設（橋梁）について、優先的に耐震化を実施する。	
		⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、予防保全計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
港湾	水域施設 港交通施設 （外郭施設 ・係留施設 ・橋梁） 臨	⑥統合や廃止の推進方針	社会経済情勢の変化に応じて、施設の集約や利用転換の推進を図る。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果及び予防保全計画をデータベース化し、各庁舎との共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	施設毎の老朽化対策の対応方針及び優先順位について、国との連絡会議により調整を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
港湾	水域施設	有	長寿命化維持管理計画	H20～H25, H28
	外郭施設	有	長寿命化維持管理計画	H20～H26
	係留施設	有	長寿命化維持管理計画	H20～H26
	臨港交通施設（橋梁）	有	長寿命化維持管理計画	H20～H26

⑦公園

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
公園	将来にわたって継続的に必要な都市公園の機能を確保するため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策の実施、その情報の記録を次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築を進めるとともに、「長寿命化計画」に基づき、「事後的な維持管理」から「予防保全型の管理」への転換を図る。



鳴門総合運動公園



鳴門ウチノ海海浜公園

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
公園	都市公園	①点検・診断等の実施方針	日常的な点検に加え、遊具については、年に1回以上の定期点検を行う。他の施設については、職員等が主体となり、5年に1回の割合で点検することを基本とするが、必要に応じて、点検間隔の見直しや専門技術者による点検を実施する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	長寿命化計画に基づく「予防保全型の管理」の積極的な導入により、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	日常点検や定期点検により、施設の健全度を把握した上で、重要度や緊急度に応じ、適切な修繕・更新を行い、公園利用者の安全確保を図る。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
公園	都市公園	④耐震化の実施方針	都市公園における「避難所」や「広域活動拠点」としての機能確保を図るため、主要施設の耐震化を推進する。（H26年度に耐震化完了）	
		⑤長寿命化の実施方針	長寿命化対策の計画的な実施とともに、点検結果により、想定以上の施設の劣化が判明した場合などは、適切に長寿命化計画の見直しを行う。	
		⑥統合や廃止の推進方針	施設の修繕・更新にあたっては、社会経済情勢の変化や類似施設の整備状況などを検証し、施設の統廃合を検討する。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	施設の点検結果や修繕・更新計画については、各庁舎及び施設の指定管理者と共有する。	
		⑧計画推進体制の構築方針	各庁舎と施設の指定管理者とが連携することで、大規模な修繕と日常的な維持修繕など、役割に応じて計画的かつ効率的な修繕が実施できる体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	公園施設の長寿命化に活用できる交付金の情報提供や長寿命化計画策定に対する助言を行う。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
公園	都市公園	有	徳島県公園施設長寿命化計画	H22～H24 (H27, R1, R2更新)

⑧土地改良

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
土地改良	<p>(ダム、頭首工、水路、樋門、用排水機場) 「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき施設の点検や機能診断を実施し、施設の補修や更新、補強などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、施設の機能を継続的に監視しつつ、その監視結果も踏まえた対策工事を適時適切に実施することにより長寿命化を図る。</p> <p>(ため池) 点検・診断の結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」を構築し、予防保全型保全管理によるインフラの長寿命化を図る。</p>



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
土地改良	ダム 用排水機場 水路 樋門 頭首工	①点検・診断等の実施方針	「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき点検及び機能診断の実施を行う。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針(トータルコスト縮減・平準化)	機能診断の結果、機能保全計画を策定し、コスト縮減及び予算の平準化を図る。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
ダム ・頭首工 ・水路 ・樋門 ・用排水機場	③安全確保の実施方針	日常点検により、緊急に修繕が必要な箇所を把握し、修繕を行うことにより安全確保を図る。		
	④耐震化の実施方針	点検・診断を実施し、耐震化が必要な施設を把握するとともに、優先度を点検し、耐震化を図る。		
	⑤長寿命化の実施方針	機能診断の結果、施設の優先順位を決定し、機能保全計画に基づき機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図る。		
	⑥統合や廃止の推進方針	社会情勢の変化に応じて、施設の統合・廃止を図る。		
	⑦情報管理・共有の実施方針	機能診断結果及び機能保全計画をデータベース化し、関係者（県庁、各庁舎、各市町村等）と共有を図る。		
	⑧計画推進体制の構築方針	国が主催するストックマネジメント研修等に積極的に参加し、技術向上を図る。		
	⑨市町村に対する支援の実施方針	「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき、適切に機能保全計画を作成できるよう情報提供を行う。		
土地改良 ため池	①点検・診断等の実施方針	一定規模以上のため池を対象に、ため池施設の現状を把握とともに決壊の危険度や周辺への影響度を把握するための点検を行う。		
	②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、時期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。		
	③安全確保の実施方針	点検・診断の結果を基に、安全確保が必要とされた施設を把握し、優先度を検討したうえで、改修及び機能回復を実施する。		
	④耐震化の実施方針	点検・診断の結果を基に、耐震化が必要とされた施設を把握し、優先度を検討したうえで、改修及び機能回復を実施する。		
	⑤長寿命化の実施方針	点検・診断の結果を基に、構造的安全性が確認され、かつ、施設の影響度が大きいため池について長寿命化整備計画を策定する。		
	⑥統合や廃止の推進方針	地域の営農に不可欠であるため、存続させる必要があるが、受益面積がなくなったため池については廃止の検討を行う。		
	⑦情報管理・共有の実施方針	ため池データベースの充実を図り、ため池関係者間（県庁、各庁舎、各市町村等）での情報共有を図る。		
	⑧計画推進体制の構築方針	ため池の保全管理体制について、行政機関及び地域住民など参加する保全管理体制組織を構築することで、地域全体で継続的な活動を実施する。		
	⑨市町村に対する支援の実施方針	管理マニュアル等の整備や点検時のガイドライン等を作成する。		

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
土地改良	ダム	有	農業水利施設長寿命化計画	H25～R2
	頭首工			
	水路			
	樋門用排水機			
	用排水機場			
	ため池			

⑨漁港

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
漁港	管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、既存ストックを有効に活用する観点から、機能保全計画に基づき計画的に、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。さらに、大規模地震発生に備えて耐震対策を推進する。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
漁港	外郭施設・係留施設・水域施設・輸送施設（橋・トンネル）	①点検・診断等の実施方針	日常パトロール、定期点検、天災発生時の異常時点検を実施する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	既存ストックを有効に活用する観点から、施設耐用期間内におけるライフサイクルコストの低減と予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、漁港施設の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	「主たる物揚場・岸壁とそれを守る防波堤」について耐震診断を行い、要対策施設について対策工事を実施する。	
		⑤長寿命化の実施方針	各漁港の機能保全計画を基に、緊急度・重要度を考慮して対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	修繕・更新情報の整理を進めるとともに、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	国、市町と連携し、計画推進の優先順位を検討していく。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	国からの情報や、県のノウハウについて、市町に情報提供を行う。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
漁港	外郭施設・係留施設	有	機能保全計画	H29
	水域施設	有	機能保全計画	H27～H31
	輸送施設（橋）	有	機能保全計画	H22～H24
	輸送施設（トンネル）	有	機能保全計画	H22

⑩海岸（農林）

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
海岸 (農林)	損傷が発生してから対応する「対処療法型の管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」へ転換を図る。 例えば巡視（パトロール）や定期点検のデータを保存また活用し、海岸保全施設の劣化の進行予測も盛り込んだ長寿命化計画により、海岸保全施設の最適な補修時期を選定し、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
海岸 (農林)	海岸保全施設 (堤防・護岸等)	①点検・診断等の実施方針	日常パトロール、定期点検、天災発生時の異常時点検を実施する。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	海岸保全施設に対し、巡視や点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつ今後増大が見込まれる海岸保全施設の維持管理に要する経費に対してコスト縮減と必要予算の平準化を行う。	
		③安全確保の実施方針	巡視や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	まずは、避難時間を確保する必要がある海岸から推進する。	
		⑤長寿命化の実施方針	予防保全型管理の導入による巡視・点検・整備更新を行い、海岸保全施設の信頼度の確保と延命化を図る。	
		⑥統合や廃止の推進方針	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	修繕・更新情報の整理を進めるとともに、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築方針	国、市町と連携し、計画推進の優先順位を検討していく。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	国からの情報や、県のノウハウについて、市町に情報提供を行う。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
海岸 (農林)	海岸保全施設 (堤防・護岸等)	有	徳島県漁港海岸長寿命化計画	R元

⑪治山・地すべり防止

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
治山・地すべり防止	点検・診断の結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」を構築し、予防保全型維持管理によるインフラの長寿命化を図る。



治山施設



地すべり防止施設

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
治山・地すべり防止	治山施設	①点検・診断等の実施方針	各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための定期点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を着実に行う。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針(トータルコスト縮減・平準化)	点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。 なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともにコスト縮減・予算の平準化を図り、戦略的な取組みを推進する。	
		③安全確保の実施方針	事前防災の観点から施設の点検・診断により状況を把握し、保全対象の安全確保が必要な施設については、部材の交換や施設の機能回復等を併せて実施し、安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	国の作成した長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）に基づきメンテナンスサイクルを実施する。	
		⑥統合や廃止の推進方針	森林の多面的機能を發揮するために、山腹や渓流の荒廃地を安定させる構造物であり、存続する必要がある。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	治山台帳システムに点検結果情報等を収集・蓄積し、県庁と各県民局及び林野庁と情報を共有する。	
		⑧計画推進体制の構築方針	施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図る研修の充実等を進め、人材を育成する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	点検・診断や補修・機能強化等を適切に実施できるよう国が作成した長寿命化対策ガイドライン等を情報提供する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
治山・地すべり防止	地すべり防止施設	①点検・診断等の実施方針	各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための定期点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を着実に行う。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。 なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともにコスト縮減・予算の平準化を図り、戦略的な取組みを推進する。	
		③安全確保の実施方針	事前防災の観点から施設の点検・診断により状況を把握し、保全対象の安全確保が必要な施設については、部材の交換や施設の機能回復等を併せて実施し、安全確保を図る。	
		④耐震化の実施方針	該当なし。	
		⑤長寿命化の実施方針	国の作成した長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）に基づきメンテナンスサイクルを着実に実施し、施設の長寿命化を図る。	
		⑥統合や廃止の推進方針	森林及び農地の多面的機能を発揮するために、山腹や渓流の荒廃地を安定させる構造物であり、存続する必要がある。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果情報等を収集・蓄積し、県庁と各県民局及び国と情報を共有する。	
		⑧計画推進体制の構築方針	施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図る研修の充実等を進め、人材を育成する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	点検・診断や補修・機能強化等を適切に実施できるよう国が作成した長寿命化対策ガイドライン等を情報提供する。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
治山・地すべり防止	治山施設	有	徳島県治山施設長寿命化計画	R元
	地すべり防止施設（林野）			
	地すべり防止施設（耕地）	有	徳島県地すべり防止施設長寿命化計画	R元

⑫企業局施設

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類型	総論
企業局施設	企業局施設は、電気・工業用水の安定供給を図るため、定期的に保守点検し、信頼性が低下した機器を致命的欠陥が発現する前に更新する「予防保全的管理」に取り組む。このため、電気事業・工業用水道事業・駐車場事業では、長期的に必要な資金を握りし、戦略的に維持管理・更新を実施することで、経営の安定と安定したサービスの提供に努める。



類型	種別	項目	基本的な方針	備考
企業局施設 発電施設・工業用水道施設・駐車場施設	①点検・診断等の実施方針	①点検・診断等の実施方針	徳島県企業局電気工作物運転保守基準に基づく定期的な点検等を実施する。点検により設備の劣化状況の把握に努める。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針（トータルコスト縮減・平準化）	長期にわたって信頼性・安全性を確保するため、10年間の「長期工事計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新を実施する。また、設備の状況変化等に対応するため、隔年で計画見直しを行い、更新時期の最適化によるライフサイクルコストの低減を図る。 不特定多数の人が利用する施設については、設備の改修に際し、ユニバーサルデザインを考慮した製品の採用や環境の整備に取り組む。	
		③安全確保の実施方針	定期点検及び常時監視により、異常が認められた場合には、緊急点検を実施するとともに、必要に応じて運転を停止する。また、致命的な損傷等の発生リスクが高い場合は、緊急補修を実施する。	
		④耐震化の実施方針	災害時においても電力・工業用水が供給できるよう、「長期工事計画」に基づく耐震補強の実施や耐震性を備えた設備への更新に取り組む。	
		⑤長寿命化の実施方針	長期にわたり、安定的に電力・工業用水等が供給できるよう、長期工事計画に基づき予防修繕や更新に取り組む。	
		⑥統合や廃止の推進方針	統廃合の計画はなく、現在ある施設の信頼性確保に取り組む。新たな要請がある場合には、地域の特性を踏まえるとともに、その影響、効果等について検討を行い、対応する。	
		⑦情報管理・共有の実施方針	本局・総合管理推進センターで改修状況を共有するため、これまでの改修履歴を設備台帳に記載し、一元管理する。	
		⑧計画推進体制の構築方針	費用の平準化やコスト縮減、効果的な実施時期等の検討を行う「長期工事計画検討会」を設置する。いずれの会も、本局・総合管理センターの横断的体制とする。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	該当なし。	

○個別施設計画（個別長寿命化計画）の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
企業局施設	発電施設	有	電気事業・長期工事計画	H24 (R2更新)
	工業用水道施設	有	工業用水道事業・長期工事計画	H25 (R元更新)
	駐車場施設	有	駐車場事業・長期工事計画	H25 (R元更新)

VI 徳島発の政策提言 ~新しい日本のモデルを徳島から~

公共施設等の長寿命化の推進について

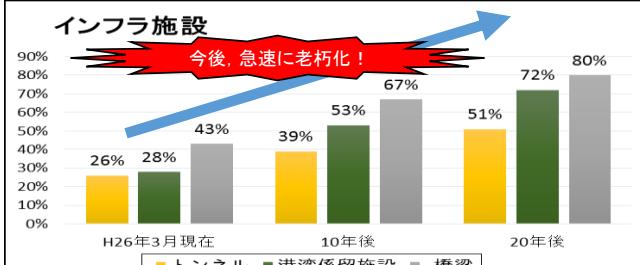
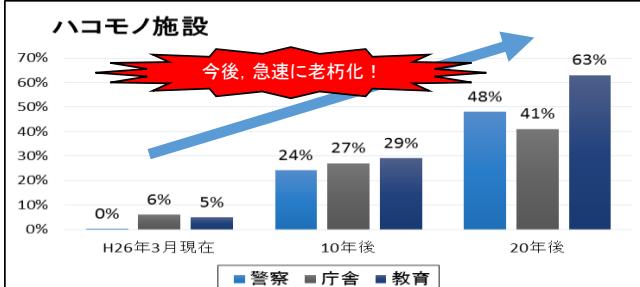
主管省庁（総務省自治財政局）

【現状と課題】

直面する課題

- 日本全体を覆う「人口減少」への対策が急務となるとともに、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設等の「老朽化」が一段と進行する状況のもと、「公共施設等の長寿命化対策」が強く求められている。
- 「既存ストックの有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」に向け、従来の「対処療法型」から脱却した「予防保全型」を軸とする「公共施設等総合管理計画」を強力に推進していく必要があるが、十分な財源確保をはじめ「国の総合的な支援」が不可欠である。
- ハコモノ施設(公共建築物)の長寿命化対策に関する支援制度の整備が、道路や河川などのインフラ施設に比べて遅れている。

建設後50年以上が経過する主な県有施設の割合



「既存ストック有効活用先進県」としての取組み



既存ストック有効活用モデル 徳島県運転免許センター

さらに進化

「公共施設等総合管理計画」
(徳島県 H26年度中に策定予定)
の強力な推進で、新次元の
「長寿命化」実現を！

「国の総合的な支援」が不可欠！

課題へ対応

【政権与党の政策方針】

《「日本再興戦略」改訂2014》 (P105)

- ◇ 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
 - 各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。

※H25.11月 国において「インフラ長寿命化基本計画」が策定

H26.4月 各地方公共団体あて「公共施設等総合管理計画」策定に係る総務大臣通知

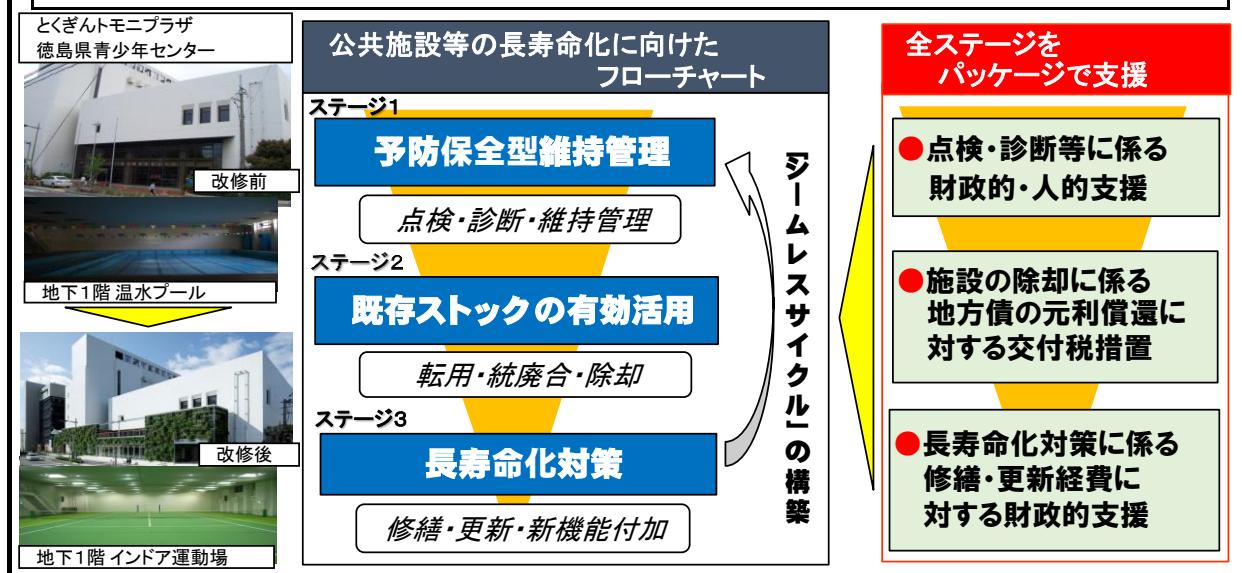
《自由民主党 J-ファイル2013》 (P46, No.193)

- ◇ 国民の生命と財産を守る「国土強靭化(日本を強くしなやかに)」の推進

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 「全ての公共施設等の長寿命化」に向けては、「予防保全型維持管理」をはじめとする「各ステージ」からなる、「継ぎ目ない循環(シームレスサイクル)」の構築が不可欠である。
- 「各ステージ」の特性に応じた財政的・人的支援等を「パッケージ型政策」として推進することが必要である。
- 総合管理計画に統いて、各施設毎の具体的な長寿命化策を担保する「個別施設計画」の早期策定が必要がある。



【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 公共施設等の長寿命化に係る総合的な支援制度の創設

- ・ 公共施設等の総合的な管理を強力に推進するため、点検・診断から転用・修繕・長寿命化等にいたる「パッケージ支援策」を創設すること。
※道路、河川等インフラ施設については「防災・安全交付金等」の支援措置あり

提言② 長寿命化に向けた地方財政制度の拡充

- ・ 個別施設計画の策定について、公共施設等総合管理計画と同様に、策定に係る支援措置を講じること。
※総合管理計画策定経費について特別交付税措置あり
- ・ 公共施設等の適正配置のさらなる加速化を図るため、公共施設等の除却に係る地方債の元利償還金について、交付税措置を講じること。
※計画に基づく施設等の除却について地方債措置あり（資金手当のみ）
一方、施設等の除却に合併特例債を充当した場合は、償還に交付税措置あり

将来像

～「既存ストックの有効活用」を通じた「戦略的な長寿命化対策」により～
「国土強靭化」、「県民の安全・安心の確保」、「行政コストの縮減」を実現！

(参考)

<徳島県公共施設等総合管理計画の策定組織>

「既存ストック有効活用先進県」としての、これまでの取組みをさらに進化させ、類似施設の統廃合をはじめとする「公共施設等のあり方の抜本的見直し」を進めるとともに、徳島ならではの「公共施設等総合管理計画」の策定を行うため、各部局幹部からなる「公共施設等のあり方見直し検討会議」を設置するとともに、下部組織として実務者等からなる「ワーキンググループ」を設置。

○検討会議

- ・ 設置趣旨 類似施設の統廃合をはじめとする「公共施設等のあり方の抜本的見直し」、総合管理計画の基本方針（案）策定 ほか
- ・ メンバー ◎経営戦略部長、○経営戦略部副部長、○県土整備部副部長
危機管理部副部長、政策創造部副部長、県民環境部副部長、保健福祉部副部長、商工労働部副部長、農林水産部副部長、南部総合県民局副局長、西部総合県民局副局長、企業局副局長、病院局総務課長、教育委員会副教育長、警察本部警務部参事官
- ・ 検討状況 第1回会議 平成26年 5月21日(水) 10:00~
第2回会議 平成26年11月13日(木) 14:00~

○ワーキンググループ

- ・ 設置趣旨 各所管施設の現況調査及び課題洗い出し、個別施設計画の策定 ほか
- ・ メンバー ◎経営戦略部副部長、○行政改革室長
危機管理政策課政策調査幹、総合政策課政策調査幹、市町村課副課長
地域創造課副課長、総務課副課長、財政課副課長、管財課副課長、県民環境政策課政策調査幹、保健福祉政策課政策調査幹
商工政策課政策調査幹、農林水産政策課政策調査幹、県土整備政策課政策調査幹、營繕課副課長、南部総合県民局政策調査幹、西部総合県民局政策調査幹、企業局政策調査幹、病院局政策調査幹、教育委員会政策調査幹、警察本部警務課企画官、政策創造部総合政策課係長、経営戦略部行政改革室室長補佐
- ・ 検討状況 第1回会議 平成26年 5月14日(水) 10:00~
第2回会議 平成26年 8月 7日(木) 16:00~
第3回会議 平成26年10月17日(金) 16:00~

※◎・・・リーダー、○・・・サブリーダー

事務局・・・行政改革室、管財課

平成 27 年 3 月 作 成
平成 30 年 11 月 修 正
令和 3 年 11 月 修 正
令和 4 年 3 月 修 正
令和 5 年 3 月 修 正

経営戦略部 管財課